

令和2年度包括外部監査指摘事項等に係る対応

(外郭団体に対する市からの財政支出等について)



令和6年12月

浜 松 市

監査結果		
区分	内 容	件数
指摘	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること又は3E(経済性・効率性・有効性)の視点から、改善を求めること。	28
意見	「指摘」には当たらないが将来的に改善を検討することが望ましいもの、又は包括外部監査人としての提言を述べるもの	60

措置欄 (令和6年6月末現在)			
区分	内 容	件数	
◎	措置済	指摘事項に対して、措置を講じたもの又は講じる方針が具体的に決定しているもの	27
—	非措置	指摘事項に対して、外部状況等により措置する必要がなくなったもの	1
○	対応済	意見事項の全部又は一部に対して対応したもの、若しくは対応する方針が具体的に決定しているもの	57 (2)
—	非対応	意見事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど対応しないもの又は外部状況等により対応する必要がなくなったもの	2
空欄	措置対応中	指摘又は意見事項に対して、措置又は対応を継続しているもの又は今後行う予定のもの	1

()内は、新たに措置等が講じられた件数(内数)
目次中、措置等決定年度欄に、※表示があります。

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
第6 監査の結果（個別事項）						
1 公益財団法人浜松国際交流協会						
1	意見	ア 市の実施施策における役割の明瞭化について	24	国際課	○	R3
2	意見	イ 実施事業の効果測定方策の検討について	27	国際課	○	R3
3	意見	ウ 実施報告書での報告内容の検討について	29	国際課	○	R3
4	意見	エ 日本語学習についての転換	30	国際課	○	R2
5	指摘	オ 市有財産の無償貸付などについて	30	国際課 中区まちづくり推進課 天竜区まちづくり推進課	◎	R4
6	意見	カ 出えん金比率の算定について	31	国際課	○	R3
7	意見	キ 出資金と出えん金の区分管理について	31	国際課	○	R3
2 公益財団法人浜松市文化振興財団						
8	意見	ア 天竜壬生ホールの収支状況について	34	創造都市・文化振興課 天竜区まちづくり推進課	○	R3
9	意見	イ 管理施設の修繕について	35	創造都市・文化振興課 天竜区まちづくり推進課	○	R3
10	指摘	ウ アクトシティ浜松並びに浜松楽器博物館における利用の取消・変更時の手続について	35	創造都市・文化振興課	◎	R2
11	意見	エ オルガン演奏会等開催事業について	37	福祉総務課	○	R2
12	意見	オ 浜松国際ピアノコンクール事業について	37	創造都市・文化振興課	○	R2
13	意見	カ バークリー音楽大学事業について	37	創造都市・文化振興課	○	R3
14	意見	キ コミットメントについて	38	創造都市・文化振興課	○	R2
3 公益財団法人浜松市体育協会 ※令和3年4月から浜松市スポーツ協会に組織名称が変更されました。						
15	指摘	ア 事業報告書の記載内容について	40	スポーツ振興課	◎	R2
16	指摘	イ 浜松アリーナ館内の利用について	41	スポーツ振興課	◎	R2
17	指摘	ウ 再委託手続について	41	スポーツ振興課	◎	R3
18	指摘	エ スポーツ人材バンク事業業務について	41	スポーツ振興課	—	R3
19	意見	オ スポーツ振興事業について	42	スポーツ振興課	○	R4
20	指摘	カ トップアスリート連携事業業務について	42	スポーツ振興課	◎	R3
21	指摘	キ スポーツ健康相談事業負担金について	43	スポーツ振興課	◎	R4

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
22	指摘	ク 地域スポーツ指導者養成講習会負担金について	43	スポーツ振興課	◎	R2
23	指摘	ケ 健全者と障がい者のスポーツ交流推進事業負担金について	44	スポーツ振興課	◎	R2
24	指摘	コ 市有財産の無償貸付などについて	44	スポーツ振興課 浜北区まちづくり推進課 天竜区まちづくり推進課	◎	R2
25	意見	サ コミットメントについて	45	スポーツ振興課	○	R2
26	意見	シ 手当の状況について	45	スポーツ振興課	○	R3
27	意見	ス 体育協会のガバナンス体制強化に向けた市の関与について	45	スポーツ振興課		
4 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会						
28	意見	ア 社会福祉事業の継続性	51	福祉総務課	○	R3
29	意見	イ 放課後児童健全育成事業	53	福祉総務課 北区社会福祉課 教育総務課 (学校・地域連携担当)	○	R2
30	意見	ウ 生活支援コーディネート事業・自立体力診断事業・元気はつらつ教室事業	54	福祉総務課 高齢者福祉課	○	R3
31	指摘	エ 指定管理事業	55	福祉総務課 高齢者福祉課 子育て支援課	◎	R2
32	意見	オ 評価指標について	55	福祉総務課	○	R3
5 公益社団法人浜松市シルバー人材センター						
33	指摘	ア 現状におけるコミットメントの評価指標について	58	高齢者福祉課	◎	R2
34	意見	イ 事務比率7%割れの分析	59	高齢者福祉課	○	R3
35	指摘	ウ 自主事業の収支管理	59	高齢者福祉課	◎	R3
36	意見	エ 高齢者会員の増加と就業できなくなった会員及び非就業会員への対応	60	高齢者福祉課	○	R3
37	意見	オ 障がい者雇用との市場区分について	61	高齢者福祉課 障害保健福祉課 調達課	○	R3
38	意見	カ 日計簿などの様式統一	63	高齢者福祉課 調達課	○	R3
39	指摘	キ 市有財産の無償貸付の契約書の記載について	63	高齢者福祉課 西区区振興課	◎	R3
40	指摘	ク 補助金の算定根拠について	64	高齢者福祉課	◎	R3

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
41	指摘	ケ 委託業務の市に対する完了報告の控え文書の保存について	66	高齢者福祉課 浜北区区振興課	◎	R3
42	指摘	コ 未収入金の貸倒引当金計上遅れ	66	高齢者福祉課	◎	R2
6 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団						
43	意見	ア 今後の市の運営指導の必要性及び市事業団指導的機能の発揮について	70	障害保健福祉課	○	R2
44	意見	イ 指定管理者の選定について	71	障害保健福祉課	○	R2
45	指摘	ウ 小口現金に関する日次の管理について	72	障害保健福祉課	◎	R2
46	意見	エ 拠点区分間繰入金について	72	障害保健福祉課	○	R3
47	意見	オ 市による発達医療センターの長寿命化に関する早期の検討の必要性について	73	障害保健福祉課 アセットマネジメント推進課 公共建築課	○	R2
7 公益財団法人浜松市医療公社						
48	指摘	ア 浜松市外郭団体コミットメントの経営評価指標について	77	病院管理課	◎	R2
49	意見	イ 医療公社単独での経営状況の明確化について	78	病院管理課	○	R3
50	意見	ウ 医療センターの経営形態の見直しの検討について	80	病院管理課	○	※R5
51	指摘	エ 医療行為に関する利用料金の減免申請について	81	病院管理課	◎	R3
52	指摘	オ 再委託の提出趣旨について	82	病院管理課	◎	R2
53	意見	カ 固定資産へのシール添付について	82	病院管理課	○	R3
8 一般財団法人浜松市清掃公社						
54	指摘	ア 業務完了報告書の管理について	84	ごみ減量推進課 調達課	◎	R3
55	意見	イ 浄化槽に関する契約の委託業務について	85	ごみ減量推進課 調達課	○	R3
56	意見	ウ 適正な剰余金の金額算定について	85	ごみ減量推進課	○	R3
57	指摘	エ 繰延税金資産の会計処理について	85	ごみ減量推進課	◎	R3
58	意見	オ 事業ごとの損益管理及び原価計算について	86	ごみ減量推進課	—	R3
9 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構						
59	意見	ア 受取負担金の区分について	89	産業振興課	○	R3
60	意見	イ 中長期的な視点に基づく評価指標の設定について	90	産業振興課	—	R3
61	意見	ウ 手当等の金額設定基準について	91	産業振興課	○	R3

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
62	意見	エ 特定資産に関する積立・取崩しの規程の整備について	92	産業振興課	○	R3
10 公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー						
63	意見	ア 観光・コンベンション推進業務委託契約のあり方について	95	観光・シティプロモーション課	○	※R6
64	意見	イ プロジェクトごとの損益管理及び成果検証について	96	観光・シティプロモーション課	○	R3
65	指摘	ウ 観光キャンペーン開催事業負担金の契約事務について	96	観光・シティプロモーション課	◎	R3
66	意見	エ 観光キャンペーン開催事業負担金の会計処理について	96	観光・シティプロモーション課	○	R3
67	意見	オ 観光圏整備事業の費用負担について	96	観光・シティプロモーション課	○	R3
68	意見	カ 愛知・静岡地域中国プロモーション事業の国内側出展者の選定基準について	97	観光・シティプロモーション課	○	R3
11 公益財団法人浜松市勤労福祉協会						
69	意見	ア 会費等値上げの検討について	100	産業振興課 (雇用・労政担当)	○	R3
70	意見	イ 協会の独立運営について	101	産業振興課 (雇用・労政担当)	○	R3
71	意見	ウ 勤労会館に係る指定管理者公募について	102	産業振興課 (雇用・労政担当)	○	R3
72	意見	エ 勤労会館の利用者数増加について	103	産業振興課 (雇用・労政担当)	○	R3
73	意見	オ 勤労会館の長寿命化と将来的な視点について	103	産業振興課 (雇用・労政担当) アセットマネジメント推進課 公共建築課	○	R3
12 公益財団法人浜松市花みどり振興財団						
74	指摘	ア 舘山寺総合公園の一体的運営について	107	緑政課 動物園	◎	R4
75	指摘	イ 評価指標の管理について	109	緑政課	◎	R4
76	意見	ウ フラワーパーク全体の損益及び収支状況の把握・管理について	110	緑政課	○	R4
77	意見	エ 園芸技術の継承と人材の確保	110	緑政課	○	R4
78	意見	オ 持続可能な経営に向けた組織力の強化	111	緑政課	○	R3
13 一般財団法人浜松まちづくり公社						
79	意見	ア 月極駐車場の管理について	114	都市計画課	○	R2
80	意見	イ 駅前広場の管理について	115	都市計画課	○	R5

No.	監査結果	監査項目		報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
81	意見	ウ	自転車等放置防止業務の仕様書について	115	都市計画課	○	R3
82	意見	エ	修繕場所の管理について	116	都市計画課	○	R2
83	意見	オ	委託費人件費の見直しについて	116	都市計画課	○	R3
14 株式会社なゆた浜北							
84	意見	ア	指定管理事業に置ける共同事業体のメリットについて	119	産業振興課 (商業振興担当)	○	R3
85	意見	イ	委託事業のモニタリングについて	120	浜北区区振興課	○	R2
86	指摘	ウ	配当政策について	120	産業振興課 (商業振興担当)	◎	R3
87	意見	エ	浜松市保有の株式について	120	産業振興課 (商業振興担当)	○	R3
88	意見	オ	コミットメントについて	121	産業振興課 (商業振興担当)	○	R4

No.1

監査内容

報告書の頁 24

意見	<p>ア 市の実施施策における役割の明瞭化について</p> <p>国際交流協会は自身の役割を、市民活動と行政とをつなぐ中間支援組織としての機能、地域社会におけるニーズの把握と先導的取組、市民が主体となった活動の促進としている。</p> <p>一方、市では国際交流協会の役割を、市民が行う国際交流活動の拠点、多文化共生のまちづくり推進、グローバル人材の育成などとしており、今後一層のグローバル化に対応し、地域社会をより良いものとしていくために、国際交流協会がこれまで以上に信頼される中間支援組織として役割を果たすことが期待されることから、実施事業の網羅性・実効性を定期的に検証することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課	定期的実施する浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査や、浜松国際交流協会が講座ごとに実施する参加者満足度調査を通じて、引き続き地域社会におけるニーズを把握、事業効果の検証を進めています。	○	令和3年度

No.2

監査内容

報告書の頁 27

意見	<p>イ 実施事業の効果測定方策の検討について</p> <p>国際交流協会は各区単位でセミナー等を実施するなどの事業を進めており、また多文化共生センター及び外国人学習支援センターにおいても事業区分ごとに年間実績及び参加者数情報の取りまとめを実施しているが、市域が広域なこともあり、大きなくりに統合された事業が実施され、網羅的な事業実施を確認しづらい面もあることから、例えば対象地域ごと、定住者又は一時滞在者に区分、年齢層ごとなどの多角的な視点からの事業検証の実施も効果的と考える。</p> <p>意識向上策のアプローチの成果として、対象者を絞り込んだ効果的な事業実施のため、例えば個人や組織の枠組みによる一覧集計が可能となるような事業の集約を実施することで、事業に対する優先順位付けを明確にしての対象日本人に対する具体的なアプローチの内容が把握可能となると考える。</p> <p>市としての事業や国際交流協会の自主事業の継続的な遂行のためには、外国人市民という括りにとらわれず、多様なニーズのある人に対して、高い専門性を持つコーディネーターなどの職員が、非営利組織NPOなどの自主的な活動団体や一定の専門家などと横の連携を図りつつ、一緒に取り組むことで、さらに市からの支援拡充につながるような一定知識を持つ講師や専門家等を育て増やすことにもつながるものと考えられる。</p> <p>また、外郭団体としての機動性を発揮し、多文化共生の外国人コミュニティへの貢献を意図して、新規外国語対応や、既存地域以外における自主事業としてパイロット的に立ち上げ、ニーズのくみ上げを具体的に実施し、現場サイドから市の事業としての転換の提案をできる方策を検討する価値があると考えられる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課	対象者の各属性に対する事業実施検討や、関係団体との連携、ニーズのくみ上げは既に実施しており、今後においても外国人市民共生審議会や多文化共生推進協議会、地域日本語教育総合調整会議などにおいて助言を求めていきます。	○	令和3年度

No.3

監査内容

報告書の頁 29

意見	<p>ウ 実施報告書での報告内容の検討について</p> <p>国際交流協会より提出される実施報告書は、詳細な区分単位での活動報告を委託事業ごとに集約された形式での報告となっている。</p> <p>これは、事業集約による事務手続自体の簡素化の効果はあるものの、1委託事業内に詳細区分の事業ごとの報告が集約されている状況にあり、詳細区分ごとの結果検討やその事業実施内容確認が不明確となっている面もある。報告書提出以外で個別事業としてどのような効果があったのかといった評価及び事業全体としての効果の把握がより可能な方法も考えていくことが望まれる。また、全体としては計画回数以上であるものの、実績回数だけでなく、実施内容・質の面からの効果分析も必要である。したがって、委託事業の詳細事業単位での実施効果の判定方法や事業の結果の課題及び最終的な総合評価等を全体として整理することができる方策を今後検討していくことも望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課	令和3年度の委託契約において、詳細事業単位で事業実績の効果や課題等が分かりやすく、評価実施が可能となるよう、事業報告書様式の見直しを行いました。	○	令和3年度

No.4

監査内容

報告書の頁 30

意見	<p>エ 日本語学習についての転換</p> <p>外国人のための日本語教室は、ウィズコロナの事態に対応し、費用対効果の面も考慮して集合形式のみではなく、例えば一部は通信機器を利用した双方向性が可能なネット形式や世界での外国人の利用者数が最も多いフェイスブックなどでの実施方式などを模索していくことが対応策としては望ましい。</p> <p>また、集合研修を実施する場合においても、受講希望者の移動時間及び費用負担を軽減すべく、地域での就業傾向及び外国人の国籍を踏まえつつ、実施場所及び担当講師の選定から始まり、費用対効果が最大となるような日本語学習の実施方法ができるように効果的なニーズの探索プロセスを模索していくことも望ましい。</p> <p>さらに、外国人が日本で生活するための日本語教育の水準は、日本語能力試験N4レベルであるが、例えば理解レベルが低いランクを作るなど、よりきめ細かいランク付けを実施しておくことで、学習者の意欲をより高めるような工夫が望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課	<p>日本語教室は、コロナ禍を受けて、令和2年度から対面でもオンラインでも同じ授業が受けられるハイフレックス方式で教室を実施しています。</p> <p>また、実施場所・日時に対する学習者ニーズに対応するため、夜間や週末の教室、浜北区・南区・東区の教室を開設・拡充しました。</p> <p>さらに、より幅広く学習者を受入れていくため、日本語を初めて学ぶ外国人に対する「ひらがな・カタカナコース」を新たに設けました。</p>	○	令和2年度

No.5

監査内容

報告書の頁 30

指摘	<p>オ 市有財産の無償貸付などについて 3施設の事務局等の使用に際して市が国際交流協会に無償又は減額貸付を行っているが、そのうち、天竜事務所事務室だけは無償で、他は規定の半額となっている。</p> <p>同一の目的で貸付を行っているにもかかわらず、施設によって解釈が異なるのは適切ではなく、統一すべきであり、現行運用を継続するのであれば、より説得的な要領への準拠が必要である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課 中区まちづくり推進課 天竜区まちづくり推進課	無償貸付していた天竜事務所事務室について、令和4年度から他の2施設と同様に、有償（1/2減額）の貸付契約とした統一の運用としました。	◎	令和4年度

No.6

監査内容

報告書の頁 31

意見	<p>カ 出えん金比率の算定について 国際交流協会は、昭和57年に任意団体として設立された前身の浜松国際交流協会より財団法人への移行に伴い設立された財団法人であるが、同団体が保有していた財産及び事業について新たな設立財団法人に譲渡することに伴い、同団体の解散時における基本会計の残高10,000千円及び一般会計の残高6,500千円をそれぞれ基本財産及び運用財産に対する寄附を行っている。現在における国際交流協会の出えん比率は、基本財産354,013千円に対する市出えん金150,000千円の割合42.4%で記載しているものの、前身の浜松国際交流協会は解散しており、実質的な出えん比率である45.2%として認識することが適当ではないかと考える。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課	出えん金比率について、改めて財団設立時の関連資料を照合した結果、市の出えん金は1億5千万円であり、出えん比率が42.4%であることを確認しました。	○	令和3年度

No.7

監査内容

報告書の頁 31

意見	キ 出資金と出えん金の区分管理について 出資金と出えん金は「出資による権利」ということでは同一の範疇に属するものと考えられるが、出えん金は一般的には「寄附金」に近いと考えられているなど、性格的には異なるものがあり、両者は区分して管理しておくことが適当なのではないかと考える。同様な理由から、公表資料を作成するうえでも区分して記載する方が、明瞭性の観点からは適当と考える。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課	出資金と出えん金の区分管理について、浜松市は、出えん金として区分しており、決算に関する説明書中、財産に関する調書においても、出えん金として記載していることを確認しました。	○	令和3年度

No.8

監査内容

報告書の頁 34

意見	ア 天竜壬生ホールの収支状況について 天竜壬生ホールにおいて文化振興財団が指定管理者となった平成29年度以降収支状況が大幅なマイナスとなっていることについて、市として、本来の業務の仕様は適切であり、マイナス収支が生じているのは、文化振興財団の自主的な負担によるものと考えているのであれば、こうした文化振興財団の対応は、市の要請ではなく文化振興財団独自の判断によるものであることを文書として明確化しておくのが望ましい。指定管理者制度の趣旨からして、仕様書ないしは協定書に沿って運営されるべきで、予算実績の差異については双方、十分分析をして、次回の指定管理者の募集の際には、過去の実績に留意して、仕様書の方針を財務的に実行が困難であれば、募集対象から外すなどの措置が望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
創造都市・文化振興課 天竜区まちづくり推進課	仕様書の方針内容は適切であり、マイナス収支が生じているのは市の要請ではなく文化振興財団独自の判断によるものであることを文書にまとめました。 また、指定管理者の選定にあたっては、提案された事業内容や財務状況を確認する中で、選定会議により適正に選定してまいります。	○	令和3年度

No.9

監査内容

報告書の頁 35

意見	<p>イ 管理施設の修繕について</p> <p>令和元年度年次報告書に記載された天竜壬生ホール<small>（特に吊物）</small>の不具合箇所について、指定管理者によれば、この意見・要望は平成31年2月の月次報告において最初に提案されており、その後市の指定管理施設の定期立ち入り検査が同3月27日に行われていることから遅くともこの時点で市として上記の危険性の程度については認識できていた可能性がある。</p> <p>しかし、市側では上記時点での指定管理者の報告は、上記事業報告書に記載されているような深刻なものではなかったと認識しており、この時点での指定管理者及び市所管課における判断の経緯は記録として残されていなかった。</p> <p>その後市として上記不具合対象について保守業者の見解を得て修繕すべきと判断したのは令和2年7月とのことであり、それを受けて令和3年度予算化の判断に至っている。</p> <p>以上の市の対応については、発生した事象が安全面での問題に関わるものであり、それに関する判断が適切であることについては、文書として記録しておくのが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
創造都市・文化振興課 天竜区まちづくり推進課	保守業者からの聞き取り調査により、令和3年度予算要求で問題無しと判断するに至った経緯を文書にまとめました。今後も保守業者の意見を参考に作成した改修計画に従い、計画的に予算要求していきます。	○	令和3年度

No.10

監査内容

報告書の頁 35

指摘	<p>ウ アクトシティ浜松並びに浜松楽器博物館における利用の取消・変更時の手続について</p> <p>施設の利用取消・変更について、利用日の1週間内の直前に研修交流センターの利用を申し込んだ利用者があり、申し込み完了後の直後に変更申込が行われていた事例があった。これについて、指定管理者側において、無料で料金変更に応じる等、一部上記規定に明示されていない運用が行われていた。本来の手続では1週間前までの変更期限を過ぎた場合、無料での変更は認めていないことから、直前の申し込みの場合も同じ扱いとする必要がある。</p> <p>市として、今後は文化振興財団側で運用上の取扱いを明確にしたうえで予約手続を行う際に利用者に無料での変更はできない旨を説明するよう文化振興財団を指導すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
創造都市・文化振興課	文化振興財団に対し、施設の利用取消・変更に係る運用上の取扱いについて、規定どおりに運用するとともに、予約手続の際に利用者に対して説明をするよう指導しました。 市は、文化振興財団において、担当職員への周知徹底が図られ、令和3年1月から規定どおりに運用していることを聞き取りにて確認しました。	◎	令和2年度

No.11

監査内容

報告書の頁 37

意見	<p>エ オルガン演奏会等開催事業について</p> <p>本事業の実施に際して、オルガン事業は定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面まで多岐にわたり専門的な知識と技術を要する。同種のオルガンは、アクトシティ浜松にもあり、福祉総務課としては事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を有し、アクトシティ浜松のオルガン事業に25年以上関わっている文化振興財団しか業務を適切に実施できないとの理由から随意契約としている。</p> <p>しかし、それぞれ異なる施設にあるオルガンについて、同じ事業者で随意契約で委託する必然性は必ずしもなく、他の事業者では業務を適切に実施できないかどうかについては、オルガン業界の特殊性や公正公平の観点から十分に検討したうえで判断するのが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
福祉総務課	<p>オルガン事業は、主な事業であるオルガン定期演奏会等のコンサートに係る演奏曲目の調整や、プログラムの曲目解説の校正などを演奏者等を行うため、専門的な知識が必要になります。</p> <p>それら特殊性の観点から、再度検討したところ、当該事業は、公益財団法人浜松市文化振興財団でなければ適切な業務を遂行することはできないと判断しました。</p>	○	令和2年度

No.12

監査内容

報告書の頁 37

意見	<p>オ 浜松国際ピアノコンクール事業について</p> <p>平成31年度浜松国際ピアノコンクール事業はツアーについて計画時よりも実際の開催数が多くなっている。これについて、指定管理者によれば、計画時には未確定のものが多くあり、実際の開催は増えているとの説明を受けた。その点は市も理解しているとのことだったが、そうであれば、市の負担で行う以上計画書にその旨をあらかじめ記載しておくのが望ましい。</p> <p>また、協定書には優勝者によるコンクールと明記されているが、実際には入賞者のコンクールも行われている。これについては、コンクール参加者へのモチベーションにつながるとともに、同コンクールの知名度を高めるなど浜松の音楽についても有益な事業内容である。こちらについても、市の負担で行う以上、計画に記載するのが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
創造都市・文化振興課	<p>コンクール開催翌年度の事業計画書において、優勝者ツアー日程に未確定のものが多くあり、日程が追加となる可能性があること、また、入賞者公演についても調整により実施する可能性がある旨を記載することとし、文化振興財団と共通認識を図りました。</p>	○	令和2年度

No.13

監査内容

報告書の頁 37

意見	<p>カ バークリー音楽大学事業について 平成31年度バークリー音楽大学事業は当初予算の1,800千円から開催数が減少したため、1,581千円に減額しているが全額減額分は文化振興財団の負担より減少していた。 これは開催数の減少により、施設使用料が減少したが、当該費用は全額文化振興財団の負担であったため文化振興財団の負担額だけが減少したことによるが、費用の内訳が事業報告書で明示されていなかった。事業計画書及び報告書において費用の内訳別に負担内訳を明示するよう文化振興財団を指導するのが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
創造都市・文化振興課	事業計画書及び事業報告書において費用内訳別に負担内訳を明示するよう、文化振興財団と調整を図り、令和3年度作成成分からは是正することを確認しました。	○	令和3年度

No.14

監査内容

報告書の頁 38

意見	<p>キ コミットメントについて 文化振興財団のコミットメントの達成状況は良好であるが、文化振興財団は規模も大きく市にとって重要な団体であることから、今後コミットメント及び各評価指標について、計画値の引上げや、より高度なコミットメントの設定を検討する等、市として文化振興財団の目指す目標や能力に照らして適切なものとなっているか引き続き確認することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
創造都市・文化振興課	公益社団法人浜松市文化振興財団の評価書（コミットメント）において、実績を踏まえて浜松国際ピアノコンクール事業に係る評価指標の目標計画数値を上方修正しました。 今後も継続的に、指標や計画値の設定とその評価等に関与し状況把握・分析を行いながら、適切なものとなっているか確認してまいります。	○	令和2年度

No.15

監査内容

報告書の頁 40

指摘	<p>ア 事業報告書の記載内容について</p> <p>体育協会では、令和元年度において、9の指定管理業務の内、5業務について、各構成員の専門的知識や今までのノウハウを活かした効率的効果的な管理運営を行い、より質の高いサービスを提供することを目的に、グループを構成して共同事業体（以下、「グループ」という。）として業務を実施している。</p> <p>各業務の事業報告書によると、各グループ参加者への支払い費用は、費目別に区分せず、設備保守委託料等の費目でまとめて計上されていた。この点、事業報告書の作成者である体育協会によれば、各構成員からの予算額を実績額として、設備保守委託費等の費目で計上しており、費目別の情報の報告は行っておらず、費目別明細は構成員の了承がなければ入手できないとのことであった。</p> <p>総額が開示されていても、実態と異なる費目に含めて表示するのであれば、市における積算においても支障が生じる可能性がある。事業報告書は正確に作成する必要があり、作成者である体育協会及び所管課であるスポーツ振興課は留意が必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>体育協会に対して、事業報告書の支出実績額において、各グループ参加者への人件費など、費目別に明記するように指示しました。</p> <p>また、令和3年5月に提出された令和2年度指定管理者事業報告書において、是正されていることを確認しました。</p>	◎	令和2年度

No.16

監査内容

報告書の頁 41

指摘	<p>イ 浜松アリーナ館内の利用について</p> <p>浜松アリーナにおける興行等の開催において、興行主が観客席にて飲食を行うことを希望する場合には、所定の届出書による届出を行うこととしている。当該届出書の内容を閲覧したところ、使用後の施設の片付けや破損が生じた場合の責任は興行主が負うことは明示されているが、衛生面での責任は明示されていない。</p> <p>当該手続については、保健所への届出など必要な手続は、興行主が別途行っているとの説明であったが、体育協会と興行主の間では、上記届出が行われるだけだと対象が飲食物であることから、食中毒等トラブルが発生した際には体育協会が責任を問われる可能性がある。届出に加えて、体育協会が免責されるよう文書を取り交わしておくべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>体育協会に対して、申請者（興行主など）の衛生面における責任を明確にするため、届出書の様式を見直すよう指示しました。</p> <p>体育協会は、協会が定める届出書の様式を変更し、使用条件の項目として「食品販売を行う場合は、衛生管理に十分注意を払い食中毒等の対策を徹底し、施設・利用者等に被害を与えた場合は、届出人が一切の責任を負うこと」と記載しました。</p> <p>市は、令和3年4月以降開催の興行から新様式の様式を使用していることを確認しました。</p>	◎	令和2年度

No.17

監査内容

報告書の頁 41

指摘	<p>ウ 再委託手続について</p> <p>浜松市浜北総合体育館、浜松市浜北平口サッカー場、浜松市浜北温水プール、明神池運動公園、梶池緑地、天竜川運動公園、御馬ヶ池緑地及び天竜川大平運動公園の指定管理業務には、体育協会と他に3つの民間企業が参加してグループとして業務を行っている。本業務の基本協定書においては、再委託について、「指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と規定されている。</p> <p>市に提出された「第三者による業務実施承諾申請書」を閲覧したところ、実施者の中にグループ参加企業が含まれていた。明らかな記載の誤りであり、所管課からグループに指導を行うとともに、市側でも提出書類については内容の確認をすべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>市において、複数人で提出書類の記載内容を確認することとし、チェック体制を強化しました。</p> <p>また、体育協会に対し、「第三者による業務実施承諾申請書」の記載内容の再確認と修正を指示しました。</p>	◎	令和3年度

No.18

監査内容

報告書の頁 41

指摘	<p>エ スポーツ人材バンク事業業務について</p> <p>平成31年度スポーツ人材バンク事業（557千円）における実績として、実際の登録者はボランティアだけになっており、指導者はゼロである。加えて支出に対する受託者からの報告は登録者の名簿のみで具体的な活動に対する言及がなかった。</p> <p>市の事業として、上記の事業目的に照らして、この結果をどのように評価するのかが不明確である。市として求める成果目標（指導者及びボランティアの内訳別人数並びに必要とされる技能等）を定め、その結果についての報告を体育協会に求める等、より深度のあるモニタリングを実施すべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>本事業は「ささえるスポーツ」を活性化させる事業として実施してまいりましたが、令和2年度をもって廃止することとしました。</p> <p>今後事業を委託する場合は、市として求める成果目標を定め、結果報告を求める等、より深度のあるモニタリングを実施してまいります。</p>	—	令和3年度

No.19

監査内容

報告書の頁 42

意見	<p>オ スポーツ振興事業について</p> <p>平成31年度浜松市地域スポーツ振興事業（10,500千円）における旧浜松市においては、校区体育振興会（65校区）が地区ごとにスポーツ振興のための事業を実施している。他方浜北など他の地域は、別契約の委託事業として各支部が独自に実施しているが、事業の種類は全て同一ではない。</p> <p>本事業については、合併前の実施方式が踏襲されており、地域ごとの内容に差があることから、合併後の浜松市において、現状の開催方式がいいのか見直すのが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>令和4年度以降の委託料について、旧浜松市分と他の地域分を一元化し、浜松市スポーツ協会へ事業委託し事務の効率化を図りました。</p> <p>また、令和4年度中に各校区の体育振興会に対して実施したアンケート調査の結果を参考に、地域ごとの特色を把握し、今後の施策を検討いたします。</p> <p>※令和3年4月から浜松市体育協会は浜松市スポーツ協会に組織名称が変更されました。（以下同じ。）</p>	○	令和4年度

No.20

監査内容

報告書の頁 42

指摘	<p>カ トップアスリート連携事業業務について</p> <p>平成31年度トップアスリート連携事業業務（1,071千円）については、年22回の開催を予定されていたが新型コロナウイルス感染症の影響により3回未実施となっているにも関わらず、市としては当初の委託料を全額支払っている。</p> <p>こうした場合の取り扱いについて仕様書では「仕様書に定めがない事項について、市が業務上必要と認めた場合等協議が必要」と記載されているが、その協議は実施していなかった。</p> <p>市としては、当初の委託内容が未実施であることについて理由は明確であり、それ自体はやむを得ないとする場合であっても、協議を行いその承認過程について文書化すべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>様式「指示・協議書」を定め、令和3年度の委託契約から、相互に協議した事項については文書化することとしました。</p>	◎	令和3年度

No.21

監査内容

報告書の頁 43

指摘	<p>キ スポーツ健康相談事業負担金について 平成31年度スポーツ健康相談事業（負担金700千円）について、その目的は問診を中心として市民の健康増進や障害予防のアドバイスとスポーツ実践に関する相談を実施し、安全なスポーツ実践の援助を行うこととされている。</p> <p>本事業について、体育協会からの収支決算書を閲覧したところ、負担金部分が「委託料」として表示されており、記載が誤っている。</p> <p>また、本事業については、最終的に負担金について予算よりも実際の支払額が減少しているにもかかわらず、負担金は全額支払われている。この結果、体育協会の負担だけが減少しているため、負担金事業としては不適切であり、本来は、生じた収支差額について負担割合に応じて返還すべきである。</p> <p>さらに実施状況として浜松アリーナの医務室でスポーツドクターが問診等を実施しているが、実際にはスポーツ関係以外の相談者の予約も受け付けている。市の事業として、現状の実施状況が上記の事業目的に照らして適切か検討すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>収支決算書の記載誤りについては、是正を確認しました。</p> <p>また、負担割合に応じた返還金については、過年度分も調査し、すべて返還がなされました。</p> <p>令和3年度の運営協議会において、令和4年度以降の事業の在り方について検討した結果、問診については、スポーツ関係以外の相談者であっても健康増進・障害予防の目的に沿うものであれば受け付けることとしました。また、問診以外にドクターによる講演会の回数を増やすよう対応しています。</p>	◎	令和4年度

No.22

監査内容

報告書の頁 43

指摘	<p>ク 地域スポーツ指導者養成講習会負担金について 平成31年度地域スポーツ指導者養成講習会（負担金508千円）について、体育協会からの収支決算書を閲覧したところ、負担金部分が「委託料」として表示されており、記載が誤っている。</p> <p>また、予算よりも実際の支払額が減少しているにもかかわらず、全額支払われている。この結果、体育協会の負担のみが減少しているため負担金事業としては不適切であり本来は委託料として剰余金を負担割合に応じて返還すべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>体育協会に対し、収支決算書の記載誤りの是正を指示し、内容を確認しました。</p> <p>また、負担割合に応じた返還金については過年度分についても調査・返還を指示し、過去4年（平成28～令和元年度）分の返還手続きを行いました。令和2年度については、事業終了後に最終支払額の負担割合に応じた変更協定を締結しました。</p>	◎	令和2年度

No.23

監査内容

報告書の頁 44

指摘	<p>ケ 健常者と障がい者のスポーツ交流推進事業負担金について</p> <p>2019年度健常者と障がい者のスポーツ交流推進事業（負担金942千円）について、体育協会からの収支決算書を閲覧したところ、負担金部分が「委託料」として表示されており、記載が誤っている。また収入の全額が委託料として報告されており、体育協会の負担はない。この内容では実質的には負担金事業ではなく委託事業であり、委託事業とした場合には体育協会と一者随意契約を締結するのと同じことになるが、この事業自体は既存のスポーツイベントの運営自体とは切り分けられていることから、健常者と障がい者の交流できる機会を創出するという事業目的からすれば、他の団体でも、実施は可能である。</p> <p>市の所管課は、一者随意契約が適切か否かについても含め、契約方法についても事業目的に照らして検討する必要がある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>体育協会に対し、収支決算書の記載誤りの是正を指示し、内容を確認しました。</p> <p>また、今後は、事業目的に照らし、適切な契約方法を採用よう努めます。</p> <p>なお、本事業は、障がい者スポーツを広く知らしめる事業として実施してまいりましたが、令和2年度をもって廃止することといたしました。</p>	◎	令和2年度

No.24

監査内容

報告書の頁 44

指摘	<p>コ 市有財産の無償貸付などについて</p> <p>浜松アリーナ、浜北総合体育館及び浜松市天竜区役所別館の事務局等の使用に際して市が体育協会に無償又は減額貸付を行っている。これらのうち、浜松市天竜区役所別館だけは無償で、他は規定の半額である。</p> <p>実質同一の目的で貸付を行うのに施設によって解釈が異なるのは適切ではなく、統一すべきであり、現行運用を継続するのであれば、より説得的な要領への準拠が必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課 浜北区まちづくり推進課 天竜区まちづくり推進課	<p>今後、行政財産の貸し付けについて、関係する規定に基づき、統一した運用を実施してまいります。</p>	◎	令和2年度

No.25

監査内容

報告書の頁 45

意見	<p>サ コミットメントについて</p> <p>体育協会のコミットメントの達成状況は良好だが、評価指標が単に施設利用者数であり、毎年度計画を大きく上回る実績が上がっている。これは既に体育協会にとって達成が容易なものになっているとも思われる。</p> <p>今後コミットメント及び評価指標について、体育協会の目指す目標や施設の能力に照らして適切なものとなっているか再度確認することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	コミットメント（評価書）が、体育協会の目指す目標等に照らして適切なものとなっているか再度確認し、令和2年度から評価指標をスポーツ協会参加者数などに見直しました。	○	令和2年度

No.26

監査内容

報告書の頁 45

意見	<p>シ 手当の状況について</p> <p>「外郭団体の状況（令和2年度）について」において、令和2年4月1日現在で体育協会職員の扶養手当（配偶者）が市職員を上回っている旨報告されている。</p> <p>市所管課では団体の設立や運営について市が経済的に深く関与し（一般の民間企業とは異なり、市より経済的・人的支援があること）、また、市の政策代行業務を実施する団体でもあることから、給料・手当の支給額については、各団体の業務内容や専門性、規模等を考慮する中で、特段の理由がない限り、市職員の給与を参考に決定することが望ましいと考える。したがって、上記の基準により支給することの合理性について確認のうえ、必要に応じて見直しを検討されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	体制強化や職員の人材確保等と併せて、給与体系についても検討するよう指示し、浜松市スポーツ協会は、見直しの必要性について検討しています。	○	令和3年度

意見	<p>ス 体育協会のガバナンス体制強化に向けた市の関与について</p> <p>体育協会はその成り立ちから、広範な各種スポーツへの目配りや、平成17年の市町村合併後の市の各区での事業や受託各施設の運営を考慮しつつ、施策を行っているために、14外郭団体中、役員数・評議員数とも最大人数となっている。</p> <p>理事会・評議員会の運営に当たっては、多様な事業の選択・実行や意見集約がなされているところであるが、全体のバランスをとりながら、団体の設置目的を効率よく達成するためのガバナンス体制を検討されても良いと考える。また、市からは、体育協会に対して役員及び評議員を派遣するなど、団体の経営健全化に向けた人的支援を実施しているところ、その人員構成は、市の出えん率からすると過少であり、結果、市として十分な関与が行われているとは言い難い状況にある。</p> <p>このため、市は、役員及び評議員への派遣職員の増や全体構成の見直しなどにより、体育協会のガバナンス強化に向けて、存在感を発揮することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
スポーツ振興課	<p>市の関与を強化するため、理事に現職市職員の配置が可能か、浜松市スポーツ協会と市関係部局との検討を進めます。</p> <p>また、協会の役割を再検討し、実施すべき事業や組織体制についても研究を進めます。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 社会福祉事業の継続性</p> <p>浜松市は地域福祉事業に対して補助金を拠出しているため、市社協に対して当該事業の活動実績である収支決算書、言い換えれば、その他（収入）を計上する前の状態での収支差を作成・報告するよう指導する責任を有していると考えられるため、以後、所管部署である福祉総務課は当該指導責任を履行することが求められる。</p> <p>地域福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化のためには、市社協の組織そのものを維持することが必要となり、そのためには地域福祉事業の収支均衡が事業継続の必要十分条件となると考えられる。更に収支均衡を図るためには、①会費収入の増加、②補助金の増加、③地域福祉活動推進事業・地区社会福祉協議会活動助成事業等の経費削減が考えられる。収支均衡の実現のためには①～③をバランスよく実施することが望まれる。</p> <p>① 市社協会費収入の増加</p> <p>市社協会費収入の増加を実現するためには、これまで以上に市社協の活動の必要性を市民に理解していただき、市民による参加・支え合いのマインドを醸成する必要があると考える。</p> <p>しかしながら、市社協としての現在の活動では会費の増収は難しく、所管部署である福祉総務課は市社協に対して会費収入増加の努力を求めるだけでなく、会費収入の増加に向けて市社協がどのように活動すべきかを指導・助言することが望まれる。</p> <p>② 地域福祉活動推進費補助金の増加</p> <p>地域福祉活動推進費補助金は、補助率は2分の1となっているが、市社協で実施する福祉サービスや事業の有する公共性という側面より行政から当該補助金を拠出していることを鑑みれば、当該補助金の補助率を浜松市が実施する他の補助金同様に一律2分の1にすることに合理性を有するの論拠がないと考えられる。そのため、浜松市として、当該補助金の補助率について社会福祉の継続的提供という観点で再考することが望まれる。</p> <p>③ 地域福祉活動推進事業・地区社会福祉協議会活動助成事業等の経費削減</p> <p>地域福祉活動推進事業・地区社会福祉協議会活動助成事業等の経費削減を図るためには、当該経費のうち主な人件費を削減することが必要になると考えられる。所管部署である福祉総務課は、当該事業に必要な人工を積上計算するように市社協を指導することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
福祉総務課	<p>補助金の収支決算書については、令和3年度から、その他（収入）について内訳を記載するよう指示し、繰入金収入を市において把握することとしました。</p> <p>また、補助金の交付申請の際に提出する収支予算書において、対応を確認しました。</p> <p>なお、収支均衡の実現のために、次のとおり対応等してまいります。</p> <p>①市社協会費収入の増加に向けて、具体的な活動内容を市社協と協議して、指導・助言してまいります。</p> <p>②補助金の補助率は、財政課が定めた「補助金の交付基準及び評価基準」に基づき設定しています。当該補助率は、市民や団体との協働の観点から定めたものであり、現在は社会福祉の継続的提供に支障をきたしておりませんので、2分の1の補助率は合理性があるものと認識しています。</p> <p>③市社協に対し、補助金の交付申請の際に、事業に必要な人工を積み上げ計算して人件費を積算するよう指示し、対応を確認しました。</p>	○	令和3年度

意見	<p>イ 放課後児童健全育成事業</p> <p>市社協は、浜松市より随意契約（1者特命・見積合わせ）にて浜松市北区放課後児童健全育成事業を受託しており、当該事業での4月1日から翌年3月31日を1会計年度とする運営・管理の状況を報告する必要があるが、管理費と管理費以外の収支差額を合わせて管理費としている。</p> <p>浜松市は、市社協に対して当該事業の実績である収支決算書について、収支差を調整することなく報告させる必要があるため、以後、所管部署は市社協に収支差を適正に報告するように指導する必要がある。</p> <p>また、市社協は、浜松市北区放課後児童健全育成事業に関して浜松市による要項に基づいた事業内容にて委託費を算出して浜松市に見積書を提出しており、当該事業の所管部署としては要項に基づいたサービスを提供していることを確認しているが、当該事業に関して収支差に関する報告がなかったため当該事業の収支差の確認はされていない。</p> <p>浜松市としては、収支差を正確に報告させ、なぜ、収支差が生じたのか、当該原因を把握し、適正な委託費等の提案と健全・適切な運営をするように事業者を指導し、適正な運営を実現することが望まれる。なお、放課後児童健全育成事業は区によって運営方法・開設時間・保護者負担金が異なっていることから、浜松市として当該事業の収支差及びその原因について検討することが求められる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
福祉総務課 北区社会福祉課 教育総務課 <small>(学校・地域連携担当)</small>	<p>市社協に対し、収支決算書には収支差を調整することなく報告するよう指導し、令和2年度の収支決算書において是正がされたことを確認しました。また、令和元年度及び2年度の管理費の用途について聞き取りを行い、すべて事務局職員の人件費であることを確認しました。</p> <p>なお、区によっては、受託者に対して、令和2年度まで収支決算書の提出を求めているところもあったため、令和3年度からは、当該事業を行う全ての受託者に収支決算書の提出を求めるよう仕様書を変更しました。</p>	○	令和2年度

No.30

監査内容

報告書の頁 54

意見	<p>ウ 生活支援コーディネート事業・自立体力診断事業・元気はつらつ教室事業 社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化のためには、収支均衡が事業継続の必要十分条件となるが、生活支援コーディネート事業・自立体力診断事業に関しては、1者特命であるにも関わらず、市の設計額を下回る見積りを提示する必要があり、元気はつらつ教室事業に関しても報酬単価が定められているため、必ずしも収支が均衡するとは限らない。 したがって、事業継続のため所管部署は当該事業の運営実績である収支決算書、言い換えれば、収支差を正確に作成・報告するよう市社協を指導する責任を有していると考えられる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
福祉総務課 高齢者福祉課	市社協に対し、事業ごとに収支決算書を作成・報告するよう指導しました。令和2年度の収支決算書において対応済みであることを確認しました。	○	令和3年度

No.31

監査内容

報告書の頁 55

指摘	<p>エ 指定管理事業 市社協は、浜松市より指定管理者として運営を委託されている、浜松市老人福祉センターいたや、三ケ日総合福祉センター、三ケ日児童館の3施設において、管理費について委託料の範囲内で必要な額を計上している。 本来、浜松市は市社協に対して当該施設の運営を委託しているため、当該事業の運営実績である収支決算書について、収支差を調整することなく報告するよう指導することが求められる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
福祉総務課 高齢者福祉課 子育て支援課	<p>社会福祉協議会に対して、収支決算書作成時に、収支差を管理費で調整することがないように指導しました。 また、令和3年4月に提出された令和2年度事業報告書において、是正されていることを確認しました。</p>	◎	令和2年度

No.32

監査内容

報告書の頁 55

意見	<p>オ 評価指標について</p> <p>市社協は所管部署に対して、CSW事業を推進するため、地区社協の活動支援と個別の生活課題・福祉課題を解決するために生活支援を行うCSW員数の増加が必要不可欠と考え、準指標として配置人員数を取り上げている。その一方、CSW配置支援事業における配置人員数を増加するためには浜松市による負担金の拠出が必要条件となる。</p> <p>本来、市社協としてのコミットメントであるため、浜松市による負担金の行方がCSW配置人員数に影響を与えるのであれば、当該準指標をコミットメントとすることは望ましくないと考えられる。したがって、所管部署と市社協は、市社協としての権限の範囲内で実現可能な指標となるよう協議することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
福祉総務課	<p>評価指標について、改めて市社協と協議した結果、市が拠出する負担金の有無に係わらず、CSW養成講座を開催し人材育成に取り組むなど、市社協はCSW員数の増加に取り組んでいくことを確認したため、現在の評価指標が妥当であると判断しました。</p>	○	令和3年度

No.33

監査内容

報告書の頁 58

指摘	<p>ア 現状におけるコミットメントの評価指標について</p> <p>令和元年度における市のコミットメントの評価指標として、①会員数の増加、②就業率の向上及び③契約金額の増加の3指標が設定されているが、①会員数の増加及び②就業率の向上が図られると、通常③契約金額の増加との正の相関関係が認められるものの、①会員数の増加のみ図られると③就業率は通常低下する方向であるため、同時達成が難しい指標を選定している状況にある。また、準指標1-1会員や準指標3-2就業先拡大月間は単位が月であり開催の有無の指標にしかすぎず、活動評価の指標として直接効果の評価にはつながらない。</p> <p>このため、コミットメントの見直しや指標間の従属関係を踏まえつつ、公益性の観点から、コミットメント評価指標としては直接活動につながるような指標、例えば就業率の増加後の会員のための支出など、会員の就業活動支援に関する指標（例えば講習会回数など）の直接的な評価指標を選定し用いることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	<p>令和2年度から令和6年度までの浜松市外郭団体評価書の評価指標を「会員数増加」、「会員の受取収入の増加」と設定し、それぞれの準指標を、「自治会回覧でのPR活動」、「出張入会説明会開催回数」、「就業相談会の開催回数」等の直接的な指標としました。</p>	◎	令和2年度

No.34

監査内容

報告書の頁 59

意見	<p>イ 事務比率7%割れの分析</p> <p>浜松市シルバー人材センター事務費規定第3条にて、「事務費の額は、受注額のおおむね7パーセントから10パーセントとし、理事会において定める。」としていることから事務費を7%としている。</p> <p>シルバー人材センターの契約においては、契約金額の7%を事務費として控除した差額を配分金として会員に支払うことになるが、実際の作業時間が契約金額算定時における見積り作業時間と異なる場合においては、契約内作業の場合、実際の作業時間で支払ったり、また材料費が想定より多く発生した場合などにより、結果として契約ごとに採算分析をすると事務費が7%を割り込むケースがある。</p> <p>こうしたことから、事務比率7%割れが生じた発生原因を分類特定することが求められるとともに、また、今後の契約金額決定時における見積りの精度を向上させる観点からも、継続的にモニタリングを実施することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	<p>令和2年度の契約において事務費の比率が7%割れしたのについて、その原因の調査をシルバー人材センターに指示したところ、見積金額算定時の見込不足による材料費の増額やクレーム対応による配分金の増額等があったことを確認しました。</p> <p>今後も適正な事務費比率を維持できるよう継続的にモニタリングを実施し、対応してまいります。</p>	○	令和3年度

No.35

監査内容

報告書の頁 59

指摘	<p>ウ 自主事業の収支管理</p> <p>当年度における自主事業ごとの事務費比率を確認してみると、ほぼ全てについて事務費7%を達成していない状況であるが、一部事業については事務費がほぼゼロ又は収支がマイナスとなっているものが散見される。</p> <p>自主事業については、事務比率が7%を割れ又は収支がマイナスであっても、シルバー人材センターとしての会員向けの活動でもある場合には、事業の継続に関する一定の合理性は認められるものの、市から補助金62,644千円を受入れている状況にある。</p> <p>このうち結婚相談事業については、収支は赤字であるものの事業を継続していくことであるが、シルバー人材センターの事業との関連性・効果性についての検討が十分されていないような状況である。</p> <p>自主事業の展開の方針・考え方や実施事業に関する地域特性という視点からは、各事業所単位で若干異なる判断であることは考えられるものの、例えば、一定のマイナス金額を超える場合や就業人員・会員・会員以外の参加人員などの事業実施効果を判断する基準を策定しておくことが必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	<p>シルバー人材センターに対し、収支やセンター会員の就業人員など事業実施効果を判断する基準を策定し今後の継続について検討していくよう指導いたしました。事業実施効果を判断する基準として「赤字が3年連続した場合は事業を廃止する」を策定したことを確認いたしました。</p> <p>結婚相談事業については今後廃止する方向で検討しています。エゴマ事業については平成30年度で廃止いたしました。</p>	◎	令和3年度

意見	<p>エ 高齢者会員の増加と就業できなくなった会員及び非就業会員への対応 会員数の増加及び会員の高齢化が同時に進む状況の中で、会員自体の加齢による体力の低下やその配偶者の介護などにより、徐々に就業できない会員の増加が予想されている。</p> <p>また、必ずしも就業を希望していない人や一定割合の会員については社会的なつながりを求めての入会も想定されている。</p> <p>経済的要因のみならず、社会的役割を持つことなどの生きがいによる就労を通じて、会員自身の健康維持や要介護予防などの効果が認められ、就労高齢者に比べ無就労高齢者の生存率が統計上低下するという調査報告もある。</p> <p>会員の社会との断絶による心身の低下による健康障害防止を図ることやシルバー人材センター設置目的である社会貢献の観点から、単に就業斡旋や就業のための研修開催のみではなく、スマホなど会員が保有するIT機器を利用した会員相互のコミュニケーションを図る自主事業の実施により、シルバー人材センターの社会的役割を通じた会員の社会とのつながり（居場所）の強化訴求を図るとともに、シルバーセンター側からの会員に対する積極的なアプローチを通じての就労以外での社会参加機会の創出など、公益法人として「地域貢献活動」を意識した事業の実施によるシルバー人材センター事業についての会員等のニーズに対する高度化が望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	<p>シルバー人材センターに対し、アンケート調査などで会員のニーズを把握し、就業斡旋以外の事業の実施について検討をしていくよう指導いたしました。アンケート結果を反映し、会員向けの講習会として、美文字講座、整理収納講座を実施し、新たにスマホ講座を開催したことを確認いたしました。</p> <p>同好会としては、カラオケ同好会やハンドメイド同好会、踊り同好会など8つの同好会が活動をしており、また、当センターの会報誌に同好会メンバーや新規同好会の募集案内を掲載し、全会員へ周知していることを確認いたしました。</p>	○	令和3年度

意見	<p>オ 障がい者雇用との市場区分について</p> <p>障がい者優先の政策、シルバー人材センターに依頼する業務及びシルバー人材センターに請負及び委託しなかった業務の区別があることを理解したが、それぞれ個々に指針はあるものの、その業務の難易度を測定する仕組みが明確でないため、その運用が困難な状況が生じうると考えられる。障がい者優先調達基本方針の事業委託側の各部局に対する具体的例示の提示、委託事業における発注業務の分割化や障がい者就労施設等への受注能力などの判断基準の明確化させることにより、該当業務を前年から踏襲して継続発注することなく、前年度の業務実施状況を確認したうえで、次年度以降の障がい者雇用優先条項の制度趣旨を踏まえた各部局単位での正確でかつ効率的な発注事務を可能とし、基本方針の見直しへの反映等の実施も含め、業務発注にあたり、総合的に判断するプロセス策定が望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課 障害保健福祉課 調達課	<p>障害者就労施設等の受注能力は、時期によって変動するため、障害者優先調達方針において、業務難易度に関する基準を定めることは困難です。</p> <p>そのため、特定調達品目に該当する業務を発注する際には、障害者就労施設等に当該発注する業務の受注可否を照会したうえで、受注可能と回答を得たものを発注しています。また、シルバー人材センターへの業務発注は、障害者就労施設等への発注に適さない案件であることを確認したうえで業務委託等検討会議による審議を経たうえで発注しています。</p> <p>以上から、障害者雇用優先条項の制度趣旨を踏まえ、令和4年1月開催の入札・契約事務説明会において、障害者就労施設等とシルバー人材センターのどちらにも委託できる業務については、障害者就労施設等を優先することが浜松市の施策に合致している旨を説明し、障害者就労施設等へ積極的に発注を図るよう指導しました。</p>	○	令和3年度

意見	<p>カ 日計簿などの様式統一</p> <p>業務委託契約の中で日計簿など出納作業の受託が含まれているが、事業完了を示す事業報告書等の関係書類を閲覧したところ、ほぼ同じ業務内容ではあるものの各委託元で微妙に様式が異なる状況にある。</p> <p>各所管における該当施設の生い立ち・過去の経緯やその後の施設担当者による管理方法の違いなどもあり、やむを得ないものではあることに加え、受託者より委託側の各所管部署に対して改善を求める立場ではないものの、受託業務自体の作業標準化にもつながるメリットに加え、社会経験や専門知識を生かしたシルバー人材センターという外部目線としての位置づけを利用し、市所管部署である委託元及び市全体の施設管理の業務効率化や標準化の観点として、標準様式を定めることを提言し、その事項を市全体として検討するような仕組みの構築が望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課 調達課	<p>シルバー人材センターから日計簿などの様式や項目について、標準様式の制定又は記載項目の統一化などの提言があった場合には、提言に基づき標準様式の制定等の必要性を検討します。</p> <p>また、シルバー人材センターに対して施設管理の業務効率化や標準化に資する提言事項等があれば、市に申し入れるよう伝えました。</p>	○	令和3年度

指摘	<p>キ 市有財産の無償貸付の契約書の記載について</p> <p>市は普通財産であるふれあい交流センター舞阪隣の敷地について、倉庫用敷地として土地無償貸付契約を締結している。</p> <p>シルバー人材センターは当該土地の草刈りを受託しており、貸付地の倉庫の中にはその草刈り用具が入っているため、要領第14条第2項第10号の「市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐する者が、当該補佐する事務及び事業の用に供するため使用するとき。」に該当し、無償貸し付けを行っていることには問題ない。</p> <p>一方、倉庫用敷地の土地無償貸付契約書には自動更新条項が記載されており、契約期限の3箇月前までに異議申し出のないときは、同一条件で契約を更新したものとみなされることになるが、1月1日時点においては土地の除草作業の委託先が決定していない状況にある。</p> <p>これについては、高齢者雇用の促進・契約金額の双方の観点から、シルバー人材センター以外と契約することは検討していないとの説明であるが、仮に委託契約を締結できなかった場合若しくは年度途中での契約解除の場合には、土地の使用目的が消滅するため、契約外の取扱いではあるが双方合意のもと土地無償貸付契約を解除することは可能との回答があった。しかし、これは契約時点においては想定される事項であり、また、シルバー人材センターとの契約前提の考えは、市の業務委託の発注先の選定方法に関する事務手続としては適切ではないことから、土地無償貸付契約書の自動更新条項に加えて、契約書の項目として解除条項を明記しておくことが必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課 西区区振興課	シルバー人材センターとの土地無償貸付契約について、当該除草業務委託契約を受託しなかった場合若しくは年度途中での契約解除をした場合には、当該無償貸付契約を解除できる条項を追加する一部変更契約を、令和4年3月2日付で締結しました。	◎	令和3年度

指摘	<p>ク 補助金の算定根拠について</p> <p>シルバー人材センターが行う高齢者就業機会確保事業に要する経費は、要綱の別表に記載する補助対象経費であるが、決算書内に記載されている対象経費と別表を比較したところ、以下のように要綱との整合性が図られていない場合が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター基本事業の公租公課は、上記補助対象経費の金額には含まれていないものの、上表の補助対象経費に含まれている。 ・シルバー人材センター基本事業の修繕費は、上記補助対象経費の金額に含まれているものの上表の補助対象経費に含まれていない。 ・高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の職員基本給などの人件費科目は、上記補助対象の金額に含まれているものの、上表の補助対象経費に含まれていない。 <p>上記2つについては、補助対象となる公租公課は固定資産税、自動車重量税であるが発生していないこと、雑役務費の内訳に「機械器具及び自動車等の修繕費」が含まれていること等の説明を受けた。しかし、3つ目の人件費科目については、補助金対象の範囲として、運営費は補助事業の管理に必要な人件費及び管理費相当額等であり、サポート事業費は、事業の実施に必要な職員人件費を含まない経費であると読み取ることが必要であり、また市の要綱が準拠している国庫補助にも諸謝金として対象とする旨の記載があるため、補助金対象か否かの一義的な判断の観点より、適切な表示科目とすることが求められる。</p> <p>なお、運営費及びサポート事業費ごとに総事業費発生額からその他の収入金額を差引いた金額と補助金対象事業費を比較したいずれか少ない金額を補助金算定額とすることになるが、サポート事業費に含まれている人件費科目の影響はなく、算定結果は同一であった。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	<p>シルバー人材センターに対し、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の人件費に関し、浜松市シルバー人材センター活動費補助金交付要綱に定められたとおり適切な対象経費を計上するよう指導しました。</p> <p>令和3年度の補助金交付申請において、適切に対応していることを確認しました。</p>	◎	令和3年度

No.41

監査内容

報告書の頁 66

指摘	<p>ケ 委託業務の市に対する完了報告の控え文書の保存について 令和元年度 浜北区行政連絡文書仕分調整及び配布管理業務（最終確定金額3,894千円）について、業務完了報告の控え文書を閲覧したところ、業務実施者の業務実施について会員ごとに実施内容を合意した就業報告書としての文書はなく、表計算ソフトで班ごと・作業会員ごとに集計した一覧表があるのみとなっていた。 契約単価及び広報紙及びチラシの作成数量の報告であるため、提出文書である業務完了報告書への集計一覧表の添付は不要であるものの、会員の作業日報を集計して集計一覧表を作成しており両文書の整合性を確認する必要があることから、また、作業報告書は作業を実施した会員に対する業務の配分金の支払いの根拠資料であることから、市への報告文書である委託契約書第9条に基づく「業務完了報告書」の控えとともに最低限の保管文書として集計一覧表との整合性を確認した作業日報も合わせて保管することが必要である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課 浜北区区振興課	シルバー人材センターに対し、「業務完了報告書」の控えとともに、集計一覧表との整合性を確認した作業日報も合わせて保管するよう指導し、既に対応済であることを確認しました。	◎	令和3年度

No.42

監査内容

報告書の頁 66

指摘	<p>コ 未収入金の貸倒引当金計上遅れ 令和2年10月15日基準で出力した未入金管理台帳を閲覧したところ、一部の未収入金については、令和2年1月22日付で破産開始決定がされていたが、令和元年度の決算書において、会計上の手当として、貸倒引当金の計上を実施していない。 令和元年度期末時点において、法的手続きが開始されており、保全された資産もなく、既に回収可能性がないため、本来は貸倒引当金を計上する必要があった。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	シルバー人材センターに対し、令和2年度決算において貸倒引当金を計上するよう指導しました。指摘された案件を含め、回収不能と見込まれる取引について、令和2年度末に貸倒損失として計上したことを確認しました。	◎	令和2年度

意見	<p>ア 今後の市の運営指導の必要性及び市事業団指導的機能の発揮について</p> <p>市事業団は、医師、看護師、臨床心理士等の多くの専門スタッフを配置し高度な専門性を有しており、市は、市事業団を独自の外郭団体として存続させるべき団体に位置づけている。これは、市事業団は市の福祉政策の一部を長期的に担い、高い専門性を有する団体と評価し、市への政策的寄与が大きいと判断しているためである。今後、市及び市事業団には、適切な財務規律の構築及び運用、すなわち、市事業団は、財務に関する内部統制を適切に構築し運用することが必要であり、市は、市事業団に対して財務規律の構築や運用の状況について、継続的にモニタリングを実施することが必要である。</p> <p>市事業団によるセンターの運営は、市の政策的関与を反映させることができ、現状においては、合理的な運営方式といえる。しかし、外郭団体による施設運営は、財務規律が及んでいるかについて外観的に疑念を持たれやすい運営方式でもあることから、センターの指定管理者の選定方法として今後も非公募を継続するのであれば、市は十分に市事業団の運営指導を行うことが求められる。</p> <p>また、市事業団は、障害児者支援事業を包括的に行う高度な専門知識やノウハウを評価され、非公募によりセンターの指定管理者に選定されているのであるから、単なる施設運営の主体としての役割に甘んじるのではなく、今後の市の障害児者医療の方向性の検討においても存在感を発揮することが期待される。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>市事業団は、その有する専門知識やノウハウの地域還元を期待されていることから、医師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、保育士、社会福祉士などの職員を浜松市児童相談所嘱託医をはじめ浜松市等の各種会議の委員や研修会の講師として派遣し、市の障害児者の医療や福祉、教育行政に寄与しています。</p> <p>市は市事業団に対して、さらにその存在感を発揮するよう、外郭団体評価書等を通してモニタリングを継続するとともに、理事会や評議委員会など市職員が出席する合議体などを通じて、引き続き運営に対して積極的に関与してまいります。</p>	○	令和2年度

意見	<p>イ 指定管理者の選定について</p> <p>指定管理者の指定は、原則として「公募」としているが、市事業団が指定管理者として選定されているセンターは、公募の例外（２）「市の政策を担い得ると認められる者が市の重要施策を推進するための公の施設」に該当するものとされている。</p> <p>センターは、市により策定された「第３次浜松市障がい者計画」においても重要な役割を担っていることから上記（２）に該当する公の施設であり、かつその運営には高度な専門性を必要とするため、公募にはなじみにくい施設であるとの市の見解は一理あるものとする。</p> <p>そして、このような市の障害児者支援の政策は短期的に達成されるものではない。センターにおける障害児者の支援も、療育から就職相談に至るまでの障害児者への長期間にわたる支援を前提としており、一人の利用者に限定して考えても、10年を超える期間の継続的な支援が想定される。</p> <p>しかし、平成30年８月に実施された、センターに対する指定管理者選定会議の議事録を閲覧したところ、センターの現状における課題とその対応に関する質疑応答に終始しており、将来及び長期にわたり障害児者支援事業を実施していく事業者としての適切性についての意見交換がなされた形跡が見当たらなかった。</p> <p>したがって、市は、非公募として取り扱う以上は同一の事業者が継続して指定管理者となる可能性を踏まえ、指定管理者である市事業団の中期経営計画等に記載された将来の課題についてもその内容を把握し、批判的な評価・検討を行うべきであったと考えられる。</p> <p>なお、上記の見解は、非公募であることを良しとするものではない。本来、指定管理者の選定は公募とするのが原則であり、今後も「公募が適切といえる状況に至っていないかどうか」を継続的に検討する必要があると考える。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>市事業団は、センターにおいて社会福祉事業を実施するために設立された法人ではありますが、公募が適切といえる状況に至っていないか、今後も継続して検討してまいります。</p> <p>加えて、選定会議等においては、将来的な課題について、長期的な視点での意見を求めることといたします。</p>	○	令和２年度

No.45

監査内容

報告書の頁 72

指摘	<p>ウ 小口現金に関する日次の管理について</p> <p>日次の小口現金有高のチェックについては、入出金取引自体が少ないこともあり、金種表の作成や証憑を残すことは行っておらず、月次においては金種表の作成、小口現金取扱員及び会計責任者による残高照合の実施、証憑の確認は行っているとのことである。</p> <p>現金については、流出が容易な資産であり、日々の残高照合を行うことがリスク管理上重要な手続きであると考えられる。</p> <p>したがって、小口現金取扱員は、小口現金については日々、あるいは少なくとも受払いが生じた都度、金種表の作成及び残高の照合を行い、その証跡を小口現金出納帳等に残しておく必要がある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	市事業団に対し、小口現金の日次の管理について是正を指示しました。市事業団においては、現金（小口現金及び釣銭）について、毎日現金取扱員と上司が残高照合を行い月末に金種表とともに会計責任者に報告することとしました。市事業団の内部会議において、職員に周知され、令和2年11月26日から毎日、実施されています。	◎	令和2年度

No.46

監査内容

報告書の頁 72

意見	<p>エ 拠点区分間繰入金について</p> <p>市事業団の経理規程においては、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」を定義するとともに、「事業区分」「拠点区分」「サービス区分」の定義について規定しているが、どのような場合に拠点区分間の繰入を行うのかについての記述はなく、別途定められている訳ではない。「社会福祉法人会計基準」が「事業区分」、「拠点区分」ごとに貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書を作成して報告させることとしている趣旨は、基本的には、資金の繰替使用を含む使途制限の遵守状況を確認するためであると考えられ、明確な根拠なく拠点間の資金移動を行うべきではない。</p> <p>「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省課長通知（平成29年3月29日改正）（問14）は、「運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についての審査をどのように行うか」に関して、「繰入れ及び貸付けの目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査が行われているかどうか、繰入限度額の超過の有無、繰入れられた運営費の使途等が適切かどうかについて確認すること」としている。</p> <p>当該附属明細表が付された決算報告は、理事会の承認を得ているとのことであるが、資金移動の目的や繰入れ後の使途等を含め、十分に検討することが望まれる。資金移動に関する基準を事前に検討して定めておくことも資金管理上有効な方法であると考えられる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	令和2年度決算の報告において、運営資金の不足に対応する資金移動について、附属明細書を示し説明しました。 なお、令和3年3月の理事会、評議員の予算の審議においても、説明資料に繰入金の額、繰入元及び繰入先を明示した上で、資金繰入の趣旨を説明することとしました。	○	令和3年度

意見	<p>オ 市による発達医療センターの長寿命化に関する早期の検討の必要性についてセンターは1992年3月に建物の主要部分が完成しており、2020年10月現在で築28.5年を経過している。浜松市公共施設等総合計画においては、施設区分「D（一般施設）」に該当し、施設所管課、資産経営部門、公共建築部門が連携して将来的な展望を検討しながら改修内容を検討することとされている。</p> <p>しかし、センターの診療所業務においては発達障害が世間に周知されてきたことにより患者数が増加している。また、前述の団体の概要に記載のとおり施設稼働率は100%を超えている。したがって、センターの設備の老朽化は耐用年数に比して進んでいることが想定される。</p> <p>現地訪問における印象からもコンクリート打ち放しの建物であり、吹き抜け部分もみられることから、維持管理のコストは、他の施設と比しても比較的多額となっている可能性があるのではないかと推察されるので、ライフサイクルコストを試算し、市の負担が極小化できるように発達医療センターの長寿命化に関する早期の検討を開始することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課 アセットマネジメント推進課 公共建築課	<p>浜松市公共建築物長寿命化指針では、概ね40年に一度大規模改修工事を実施することを示しており、D（一般施設）の施設の長寿命化については、将来的施設の方向性である「施設のあり方」を検討した上で、複合化、改築、大規模改修等の整備方針を（ライフサイクルコストも踏まえ）検討することとしています。</p> <p>当施設においては、平成27年度に独自に施設の劣化調査を実施し、10年間（2017年～2026年）の中短期修繕計画を作成し、現在、修繕計画に基づき計画的に改修を進めています。</p> <p>長寿命化の検討については、基本的には指針に基づき対応してまいりますが、日常の施設点検等を通して建物の状態を把握し、早期改修の必要性が生じた場合には関係課と調整の上、対応を検討いたします。</p>	○	令和2年度

指摘	<p>ア 浜松市外郭団体コミットメントの経営評価指標について</p> <p>令和元年度における浜松市外郭団体コミットメントの評価指標としては、①経常収支比率100%の維持、②救急車受入患者数・分娩件数、③紹介率・逆紹介率を使用している。</p> <p>経常収支比率100%とは、医療公社から病院事業会計への指定管理者負担金（変動分）が発生することであり、経営の健全性・効率性を示す重要な指標であることから、事業の成果を測定するための指標として適切であると考えられる。しかし、準指標の入院収益や外来収益の金額は、入院患者数、入院日数、外来患者数及び診療内容等の外的要因の影響を受ける。また、救急車受入患者数、分娩件数、紹介率及び逆紹介率についても同様に外的要因の影響を受けやすい指標である。</p> <p>事業の成果を測定するための指標は、例えば、高度・専門医療の提供による診療報酬の上位取得、特定健診・生活指導等の実施というような自助努力による取り組みが可能で成果が表れるような指標とする必要がある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
病院管理課	令和2年度からの外郭団体評価書における評価指標に、自助努力により成果が表れる指標として、経常収支比率、特定健康診査・人間ドック件数、紹介率・逆紹介率を設定しました。	◎	令和2年度

意見	<p>イ 医療公社単独での経営状況の明瞭化について</p> <p>医療センターの建物等の施設は、市の病院事業会計において保有している行政財産であり、指定管理者負担金（定額分）は、指定管理者契約期間である平成28年度から令和2年度までの期間における病院事業会計で発生する投資想定額分を含む減価償却費（予定額）平均額を家賃相当分として算定している。しかし、免震工事分については市の施策として実施したもので、利益を生む投資でないという理由により指定管理者負担金（定額分）の算定から除外している。また、令和元年度病院事業会計決算書における医療センター事業費用には、資産減耗費・固定資産除却費47,786千円があるが、これも指定管理者負担金（定額分）の算定から除外している。そして、医療センターの土地も市の行政財産であるが、土地の賃貸料も指定管理者負担金（定額分）に含まれていない。</p> <p>このように医療センターの運営に必要な経費であるにもかかわらず指定管理者負担金（定額分）の算定に含めていないのは、指定管理者負担金（定額分）は、病院事業が公営企業であることや診療報酬を収入とすることに鑑み、指定管理者である医療公社との契約（基本協定書）に基づき、医療公社に対して一定の考え方のもと一定の負担を求めているからである。また、医療センターは、市の病院事業会計と医療公社の会計で一体的に運営され、会計的には連結の観点で収支管理及び経営状況を把握していることから、必ずしも精緻な指定管理者負担金（定額分）を算定する必要がないからである。</p> <p>しかし、医療公社が施設を使用しなくなることにより発生した固定資産除却費は、当然に医療公社で負担するべきものである。また、浜松市が、医療公社単独の経営状態が健全であるか否かについて判定するにあたっては、医療センターの運営に必要な経費は、全て指定管理者負担金（定額分）に含めることにより、医療公社の会計に計上させたうえで行うべきではないだろうか。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
病院管理課	<p>公益財団法人浜松市医療公社は、指定管理者として、浜松医療センターの管理運営を行っています。指定管理業務にあたっては、病院建物・医療機器や土地などの資産は市が保有し、診療や健診など病院運営は公益財団法人浜松市医療公社が行っており、それぞれ単体の会計では経営状況が把握しにくい側面もあります。</p> <p>改めて、指定管理者制度における会計のあり方について検討を行った結果、指定管理者制度が、公の施設の管理運営を行うもので、施設の費用を全て指定管理者に負担させる制度ではないことから、今後も病院事業が地方公営企業として運営されることや診療報酬を収入とすることに鑑み、浜松市から公益財団法人浜松市医療公社に対し、一定の費用負担を求めていくことは妥当であると判断いたしました。</p>	○	令和3年度

意見	<p>ウ 医療センターの経営形態の見直しの検討について</p> <p>指定管理者制度（利用料金制）を導入してから10年が経過しようとしており、新病院建設も具体化している。また、新病院の建設終了の段階においては、過去に望ましい経営形態として独立行政法人化から現行形態の利用料金制に変更したときと比べ状況が異なると考えられることに加え、他市においても引き続き公立病院の経営形態の見直しも進められている。</p> <p>利用料金制による指定管理者制度を導入した当時に比べ、医療センターを取り巻く環境は変化しているため、今後、医療センターに期待する「公的病院像」や医療公社が果たすべき役割を市が明確にすることが望まれる。また、医療公社に対して自立した経営を求めるに際して、考えられる経営形態のメリットとデメリットを比較し、望ましい経営形態及び経営形態を変更する場合には然るべきタイミングについて検討されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
病院管理課	<p>令和5年度に策定した病院経営強化プランの作成過程において、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、民間譲渡といった他の経営形態のメリット、デメリットについて改めて検討を行った結果、高度・先進医療の提供に加え、救急や小児・周産期など市民の安全・安心を支える政策的医療を確実に提供するという医療センターの使命を確実に果たしていくためには、自律的な経営と経営責任を明確にしながら一貫して安定的な経営を実現してきた現行の指定管理者制度利用料金制を維持することが最善であると判断しました。</p> <p>引き続き新病院棟に配置された最新鋭の放射線治療装置やハイブリッドER（※）をはじめとした充実した機器・設備を最大限活用し、高度で質の高い医療の提供することで診療単価の向上を図るなど収益向上に取り組み、持続可能な病院運営を実現してまいります。</p> <p>※診断と治療を同時並行して行える救急診療室</p>	○	令和5年度

指摘	<p>エ 医療行為に関する利用料金の減免申請について</p> <p>市は原則として、利用料金収入と施設管理経費の収支バランスが取れる見込みのある施設に、利用料金制度を導入することとしており、医療行為に関して徴収する利用料金については、「浜松市病院事業の設置等に関する条例」第12条に規定する料金として定められ、その料金の減免については、浜松市病院事業の設置等に関する条例施行規則の第3条に利用料金の減免申請が定められ、利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならないとされている。</p> <p>医療公社の減免申請書を確認したところ、病院都合による特別室への入院による特別室使用料の減免申請書の減免条件（期間）について具体的な記載がないものが散見された。これは、申請時には入院期間が確定していないためである。申請時に明確に記載できない場合には予定期間で申請し、退院日が決定した段階で変更届を提出するなどのルールを設定する必要がある。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
病院管理課	<p>公益財団法人浜松市医療公社に対し、特別室利用の減免申請書の記載方法について取扱いの見直しを求めました。</p> <p>公益財団法人浜松市医療公社において、特別室利用の減免申請書の期間について、退院時に記載をするよう取扱いを改め、令和3年4月から運用を行っていることを確認しました。</p>	◎	令和3年度

No.52

監査内容

報告書の頁 82

指摘	<p>オ 再委託の提出趣旨について</p> <p>基本協定書の中で、第三者への業務委託については、事前に市の承諾を得た場合できるものとされており、年度途中で追加で発生する委託業務については、個別に再委託届を同様の様式で行うこととなっている。</p> <p>医療公社は年度開始時の1回、再委託届を提出して市の承諾を得ているが、年度途中で追加している委託業務のうち、令和元年度に再委託した「業務改善サービス」については、令和元年度分の再委託届から漏れていることが判明している。ただし、これは平成31年3月開催の医療公社理事会において、新規事業として報告があり、市としても事前に承諾を行っていた案件であり、実質的に事前承認なく、再委託を進めたものではない。</p> <p>市における業務委託については、通常業務委託一部再委託届を提出し、市の承諾を得ることになっているが、その趣旨は①再委託の合理的理由、②相手方の再委託業務の履行能力、③その他必要と認められる事項（再委託金額の審査、再委託を禁止する業務の主たる部分の有無の審査など）と考えられる。</p> <p>業務委託件数は多数であるものの、事前に承諾を得ていないことを防止する観点及び再委託届の提出を要請する趣旨を踏まえ、業務委託実施前にその可否を判断する市側の手続の実効性の観点から、少なくとも当初契約時には、事前承諾手続の実施を徹底することが必要である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
病院管理課	<p>公益財団法人浜松市医療公社に対し、指定管理業務における再委託について、市の事前承諾を徹底するよう求めました。</p> <p>年度途中の契約については、公益財団法人浜松市医療公社において実施する「業務委託検討会議」の結果に基づき、その都度、市の事前承諾を受けるよう令和3年度から取り扱いを改めたことを確認しました。</p>	◎	令和2年度

No.53

監査内容

報告書の頁 82

意見	<p>カ 固定資産へのシール添付について</p> <p>医療公社においては市所有の施設備品の使用・管理を行っており、備品等を廃棄する場合は、備品廃棄届を提出して承認を受けることになっているが、備品廃棄届を通査したところ、備品に添付されている備品シール、バーコード、または現有機器調査シールを貼付することとなっているが、添付されていないものが多数見受けられる。</p> <p>これは、新病院開院に向けた令和元年度の実地照合の結果、既に廃棄済みと判明したものであるが、市の資産管理の観点より、備品シールの取得時の添付及び処分時における備品シールの備品廃棄届への貼付の徹底が必要である。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
病院管理課	<p>備品の取得時には、病院管理課職員による備品シールの貼付を行うとともに、公益財団法人浜松市医療公社に対し、処分時における備品シールの備品廃棄届への貼付を徹底するよう指導しました。</p>	○	令和3年度

No.54

監査内容

報告書の頁 84

指摘	<p>ア 業務完了報告書の管理について</p> <p>市は、委託業務（各種浄化槽清掃業務、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務、平和破碎処理センター破碎物運搬業務）の業務実施完了後（平和破碎処理センター破碎物運搬業務にあたっては毎月）、業務完了報告書を請求書とともに受領している。</p> <p>当該業務完了報告書と請求書については、日付を記載することにより、書類が受け渡された日を明らかにすることが必要であるが、日付が記入されていないまま受け取ることが常態化していることから、日付等の必要事項が記載されているか確認した上で受領するよう早急に改善する必要がある。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
ごみ減量推進課 調達課	<p>（一財）浜松市清掃公社に対し、業務完了報告書と請求書について、日付等を記載した上で提出するよう指導し、令和2年9月分から必要事項を記載したものを受領しています。</p> <p>併せて、浜松市全体の取り組みとして、令和4年1月の入札・契約事務説明会において、委託元各課に対し、業務完了報告書と請求書に日付等必要事項が記載されているものを受領するよう注意喚起しました。</p>	◎	令和3年度

No.55

監査内容

報告書の頁 85

意見	<p>イ 浄化槽に関する契約の委託業務について</p> <p>浜松市が所有している浄化槽の清掃、し尿汲み取り、保守点検業務について、12市町村合併以前の旧浜松市域の「し尿・浄化槽汚泥」収集運搬業許可を有している唯一の業者である清掃公社に委託している。令和元年度には18部署が委託している。</p> <p>それぞれの部署では、浄化槽に関する専門性がないなど、審査能力がない場合が多いため、標準仕様書を作成したり、清掃公社より提出を受けた単価表を関連部署で共有したりするなど、契約の適正性及び事務の効率性を確保できる仕組みづくりが必要である。また、各課において契約することが事務的な煩雑さを生んでいる可能性があるため、浄化槽関連の契約書を行う課を一本化することによって効率化が可能かどうか検討すべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
ごみ減量推進課 調達課	<p>令和3年9月に通知した一括契約ガイドラインにおいて、令和4年度に浄化槽清掃業務等の発注を予定する課は一括発注を検討するよう通知し、併せて、共通仕様書の作成や単価表の共有などを通じた当該契約業務の効率化についても検討を進めるよう求めました。</p> <p>通知に基づき各課において検討した結果、令和4年度においては、5部署において一括発注を予定する旨の回答を得ました。</p> <p>今後も個別に発注すると回答した課に対しては、その理由を精査する中で、一括発注等により契約の適正性及び事務の効率性を確保できると判断したものについては、引き続き、一括発注の検討や共通仕様書の作成、単価表の共有などを求めてまいります。</p>	○	令和3年度

No.56

監査内容

意見	<p>ウ 適正な剰余金の金額算定について 清掃公社の令和元年度末における一般正味財産は2,166百万円であり、当該金額は、令和元年度の経常収益である759百万円の約2.85倍である。また、令和元年度末において、現金預金が1,066百万円、投資有価証券が500百万円となっている。外郭団体の適切な運営の観点から、過度な剰余資産を保有していることは望ましくないと考えられるが、適切な剰余金の水準についての検討は過去なされていない。清掃公社への出えん率が50.0%であり、市現職の役員・評議員を3名派遣している浜松市として、清掃公社の適切な剰余金の水準について検討し、余剰があれば、より効果的効率的な利用を検討するのが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
ごみ減量推進課	剰余金の妥当性について確認した結果、旧浜松市内唯一のし尿・浄化槽汚泥収集運搬業者である清掃公社として、今後も安定した業務遂行と組織運営を行っていくため、将来的な施設修繕などのインフラ整備に備えるための内部留保であり、その水準は妥当なものであると判断しました。	○	令和3年度

指摘	<p>エ 繰延税金資産の会計処理について 「税効果会計に係る会計基準」において、「一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない。」と定められており、繰延税金資産については、回収可能性を毎期検討する必要がある。しかしながら、清掃公社においては、令和元年度繰延税金資産の回収可能性を検討していないため、会計基準に準拠するために、回収可能性を毎期検討する必要がある。なお、清掃公社の一時差異等には、過年度において一時に剰余金の処分として市に対して多額の寄附を実施したことによる繰越欠損金が存在することから、繰延税金資産の回収可能性の検討においては留意が必要である。</p> <p>また、同会計基準において、「流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示するものとする。」とされているが、令和元年度決算において、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債が相殺されずに表示されているため、会計基準に準拠するために、表示方法を改める必要がある。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
ごみ減量推進課	<p>令和3年度決算時点で、繰越欠損金の残額は7,900万円ありますが、今後も黒字決算が継続することで、令和5年度には上記欠損金の消滅と課税所得の発生が予定されています。</p> <p>上記欠損金は経営環境の悪化により生じたものではなく、過去3年及び当期の課税所得と一時差異を試算したところ、欠損金を消滅させるのに十分な課税所得が発生しており、近い将来で経営環境に著しい変化は見込まれないことなどから、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性はあるものと判断しました。来期以降も、税効果会計基準に準拠し、回収可能性を検討します。</p> <p>なお、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債の相殺表示については、(一財)浜松市清掃公社に対し、正しい表記となるよう指導し、令和2年度決算から表示方法を改めたことを確認しました。</p>	◎	令和3年度

No.58

監査内容

報告書の頁 86

意見	<p>オ 事業ごとの損益管理及び原価計算について</p> <p>清掃公社において、「一般トイレし尿収集・受託」と「仮設トイレし尿収集・浄化槽」という区分で管理している。それ以上の細かい単位での損益管理を行っていないため、業務ごとの原価計算を行うことができず、利用料が原価をどの程度賄えているのかを検証することができない。公社の業務を持続的に継続していくためには、市は清掃公社に対して、事業ごとの損益管理及び原価計算を行うように求めることが必要ではないかと考える。また、将来的に料金改定の必要性が生じた際、算定の根拠となる数字を持っておく必要もある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
ごみ減量推進課	<p>財務諸表を基に、事業ごとの損益管理及び原価計算を行うことが可能か検討した結果、正確な業務毎の原価管理や清掃料金の原価計算には、財務諸表上に表れない車両稼働率、作業人員、浄化槽処理方式毎の作業工程などの諸要素や間接原価についても加味する必要があると判断しました。</p> <p>なお、料金改定が必要な場合は、その都度詳細な分析・評価を行っていきます。</p>	—	令和3年度

No.59

監査内容

報告書の頁 89

意見	<p>ア 受取負担金の区分について</p> <p>「フォトン受講料」は、フォトンバレー事業における人材育成研修の受講料の一部を受講者から受け取っているものであり、「EV会員会費」は次世代自動車センター事業における会員からの会費収入である。</p> <p>両者は、市や他の地方公共団体から受け取る負担金そのものではないが、負担金を受け取る事業と同じ区分に属する収入であるため、受取負担金の区分において処理している。</p> <p>上記の科目は、負担金として表示することは公益財団法人における会計処理として問題はないものの、決算書の読者に対して誤解を生じさせないよう、決算書等において明瞭に区分表示するなどの工夫を行うことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課	<p>浜松地域イノベーション推進機構に対し、受取負担金について、区分表示を明瞭化するよう指導しました。</p> <p>また、令和3年度当初収支予算書において、受取事業参加負担金を、「地方公共団体から受け取る負担金」と「事業における受講者や会員から徴収する負担金」とに分けて計上し、明瞭化していることを確認しました。</p>	○	令和3年度

意見	<p>イ 中長期的な視点に基づく評価指標の設定について イノベーション推進機構は、「はままつ産業イノベーション構想（2017年3月改訂）」においてその具体化に向けた中核的な役割を担うとされ、また、当該構想においてはその実現を目指して、5年後における以下の統計数値等を指標として掲げている。</p> <p>一方で、イノベーション推進機構は、定款においてその目的を「産学官との交流及び連携のもとに各種事業を通じて地域企業の経営基盤強化を図ることにより、浜松地域はもとより静岡県産業経済の発展に寄与すること」と定義されている。よって、その他の産業と合わせて、イノベーション推進機構の活動が当該地域の振興にどれだけ貢献したのか、中長期的な視点で、以下の点を考慮した評価指標の設定及びモニタリングを行うことが望ましい。</p> <p>(ア) 事業の成果を示す評価指標の設定 当該構想において中長期的な評価指標を示しているが、これらは、イノベーション推進機構以外の活動による成果も含めたものである。本法人の評価指標としては、構想における実施施策の効果をタイムラグなく確認できる指標設定が望ましい。</p> <p>(イ) 中長期的な評価指標について、適宜のモニタリングの実施 イノベーション構想は2017年3月に改訂されているため、「5年後」は2022年3月における実現目標値を指している。したがって、本包括外部監査の対象期間終了の時点にて策定から3年が経過している。</p> <p>しかし、中長期的な評価指標であっても、その実現は、各対象期間において1年1年毎年の事業実施を積み重ねて達成に近づいて行くものであると考えられる。そのことを考えると、構想の終了期間のみで実績値の収集及びモニタリングをすることは充分ではなく、例えば、毎年もしくは中間時点（5年の構想であれば、公表から2年半経過時点など）等において「5年後における評価指標」と一貫性を持った評価指標を用いた振り返りを実施し、モニタリングを実施することが望ましいと考える。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課	<p>第2期ははままつ産業イノベーション構想における、イノベーション機構（以下「機構」）の事業成果を示す評価指標の設定について検討しましたが、機構は本市からの委託に基づき単年度ごとに機動的な中小企業支援策を担っている性格上、中長期的な指標を単独で設定することは適切でないとの判断に至りました。今後も引き続き、本構想の指標を用いていくことで、地域企業の発展のための支援を継続してまいります。</p> <p>なお、機構では同評価指標を実現するために事業報告書に訪問企業数や専門家派遣事業の支援企業数などについて、単年度ごとの指標を設定し、半期に一度取組状況に関するモニタリングを実施するなどして進捗状況の把握に努めており、事業立案及び改定等の参考としています。</p>	—	令和3年度

No.61

監査内容

報告書の頁 91

意見	<p>ウ 手当等の金額設定基準について 「外郭団体の状況（令和2年度）について」において、令和2年4月1日現在で、イノベーション推進機構の扶養手当（配偶者）及び通勤手当が市職員を上回っている旨報告されている。</p> <p>現時点においては、指定正味財産965,700千円のうち市は56%（静岡県は18%）を占めており、事業への関与度合いについても市の影響が大きい団体である。したがって、上記の基準により支給することの合理性（例えば通勤手当については、団体の特性上、遠隔地の通勤者が存在するなど）について確認の上、必要に応じて見直しを検討されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課	浜松地域イノベーション推進機構に対し、浜松市の職員を上回っている扶養手当及び通勤手当について、浜松市の基準に準拠するよう指導し、同機構が給与規程の一部を改正したことを確認しました。	○	令和3年度

No.62

監査内容

報告書の頁 92

意見	<p>エ 特定資産に関する積立・取崩しの規程の整備について イノベーション推進機構においては、一部の特定資産についての積立・取崩しに関する関連規程は整備されていない。特定資産とは、特定の目的のために用途、保有又は運用方法等が制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法等について年度を超えて統一的な運用が必要である。「公益法人会計基準に関する実務指針」（日本公認会計協会）においても規定化が望ましい旨が記載されている。</p> <p>よって、預金等により積み立てている特定資産については、その目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法等を定めた取扱要領を作成することを検討されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課	機構が保有することができる特定資産の積立てや、取崩しなどの取扱いの事務を明確化することを目的として、令和3年度に特定資産事務処理要領を定めました。	○	令和3年度

No.63

監査内容

報告書の頁 95

意見	<p>ア 観光・コンベンション推進業務委託契約のあり方について</p> <p>観光・コンベンション推進業務委託については、市がツーリズムビューローから見積書を取得し、市との折衝のうえ委託契約の価格の決定を行っている。しかし、令和元年度は4,500万円を超える支出であるにもかかわらず、見積書1枚と別紙内訳書1枚しか検討資料が提出されていない。別紙内訳書についても、業務内容が羅列してあるのみであって、具体的な積算根拠が不明である。また、委託業務の範囲が非常に広範であり、実質的にツーリズムビューローの経常的な業務の範囲をほとんどすべてカバーしているものとなっている。さらに毎年業務報告があるものの、内容としては、法人の事業報告に近似している。</p> <p>実態として、当該委託料は、ツーリズムビューローの経常的な運営費や事業費に対する補助金として機能しているため、補助金または交付金として区分すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
観光・シティプロモーション課	<p>令和5年度までは、観光・コンベンション推進業務委託として、国際会議開催などMICE（※）推進を図るためのPR事業・誘致活動の経費と、DMO（観光地域づくり法人）であるツーリズムビューローの経常的な運営経費を一括して支出していましたが、DMOの機能強化は、観光による地域経済活性化のために非常に重要であり、本市としても支援していく必要があると認識していることから委託費から切り離し、令和6年度から浜松・浜名湖DMO機能強化等支援事業費負担金の一部として支出を行っています。</p> <p>※多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称</p>	○	令和6年度

No.64

監査内容

報告書の頁 96

意見	<p>イ プロジェクトごとの損益管理及び成果検証について</p> <p>ツーリズムビューローでは、多くの事業が実施されており、多くの公金が投入されている。毎年、理事会等の会議において、実施した事業の成果報告がなされているが、個々の負担金事業報告書において、成果の記載がなされていないものがある。事業によっては、長期にわたり取り組むことで成果を発揮する事業であっても、公金が投入されている以上、年度という単位を超えた効果検証を行うなどの一定の期間をおいて報告をしたり、事前の計画に、効果検証の手法までしっかりと織り込んでおいたりなども考えることが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
観光・シティプロモーション課	<p>財団に対して、外郭団体評価書で全体的な事業の成果検証を行うほか、個々の負担金事業においても、可能な限り成果指標を設定し、効果検証の結果を事業報告書に記載するよう指導しました。</p> <p>財団においては、令和3年度の浜松・浜名湖地域DMO形成支援負担金事業及びデジタル国内誘客負担金事業の報告書から、具体的な成果指標の記載について対応しており、その他の事業においても今後、順次対応していくことを確認しています。</p>	○	令和3年度

No.65

監査内容

報告書の頁 96

指摘	<p>ウ 観光キャンペーン開催事業負担金の契約事務について</p> <p>観光キャンペーン開催事業については、新型コロナウイルス感染症拡大に際して、オンラインクーポンを利用して宿泊料の割引（負担金による補助）を行ったものである。当該事業は、令和2年2月21日から同年3月31日までの予定で実施されたものの、オンラインクーポンの未売却残高があり、期限が延長されたものである。本契約においては、期限が定められてはいたものの、受託者はそれまでに全てのチケットを売り切り、残高がある場合は、期限を延長することが予定されていたようである。しかし、契約書及び仕様書においては、そのような期限延長の定め、全てのチケットを売り切る旨の定めがなかった。業者とのイレギュラーな取り決めについては、きちんと契約書や仕様書などの書類に記載すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
観光・シティプロモーション課	<p>財団に対して、業務委託契約等にあたり、相手方と合意した内容については、契約後に疑義が生じないように契約書や仕様書などの書類に明記するよう指導しました。</p> <p>財団においては、上記指導内容を職員に周知するため、令和4年2月に契約事務に関する職員向け研修を実施し、契約後の疑義が生じないように、契約書や仕様書への記載を徹底しています。</p>	◎	令和3年度

No.66

監査内容

報告書の頁 96

意見	<p>エ 観光キャンペーン開催事業負担金の会計処理について</p> <p>観光キャンペーン開催事業は、令和2年2月21日から同年3月31日までの予定で実施されたものの、オンラインクーポンの未売却残高があり、期限が延長され、令和2年度にも引き続いて実施することとなったものである。このように、会計年度を越えて事業が実施される場合、事業の内容や実施時期、進捗等の状況によっては、支出済みの負担金に対し、翌年度の事業費として計上する部分がないかを検討するなど適正な会計処理に取り組むことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
観光・シティプロモーション課	<p>本事業は、財団とdestinationキャンペーン推進部会西部地域部会が協定を締結し、共同事業として実施したもので、「令和2年2月21日から同年6月30日までを事業期間とし、令和2年度に執行する事業の経費は、令和元年度末の執行残額を予算繰越し、充当する」と協定書で定めております。</p> <p>事業実施期間を当初から定め実施したものであり、また、期間延長によって会計年度を超える執行となった負担金については、翌年度の事業計画に計上するなど、適正な会計処理がされていることを確認しました。</p>	○	令和3年度

No.67

監査内容

報告書の頁 96

意見	<p>オ 観光圏整備事業の費用負担について</p> <p>観光圏整備事業は、浜松市と湖西市で分担して負担金を支出している。令和元年度の総事業費は50,859,155円であり、補助金等を除いては、行政がすべての費用負担を行っている。しかし、当該事業を行っている協議会については、34もの利害関係者から構成されており、また多くが当該協議会の活動によって直接間接に利益を得る者である。限られた財源で効果的効率的に行政サービスを行っていくうえで、協議会の構成員に一定の費用負担を求めるなど、受益者負担を一部導入することを検討するべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
観光・シティプロモーション課	<p>観光圏整備事業は、「浜名湖観光圏整備計画」に基づき実施しているものであり、計画の中で協議会の構成員ごとの役割を定めています。</p> <p>行政(浜松市、湖西市)は、観光ビジョン等の策定、予算確保、環境・インフラ整備などを担うこととされており、他の構成員は観光地域づくりの企画、商品開発、誘客プロモーションなどを担うこととされています。</p> <p>改めて、受益者負担の一部導入について検討した結果、行政以外の構成員は費用負担以外の労力を提供しており、また、観光圏整備事業が、地域が観光で稼ぐ力を強化するために実施するものであり、地域全体でその効果を受容されるものであることから、個々の構成員に費用負担を求めることは適当でないと判断いたしました。</p>	○	令和3年度

No.68

監査内容

報告書の頁 97

意見	<p>カ 愛知・静岡地域中国プロモーション事業の国内側出展者の選定基準について</p> <p>愛知・静岡地域中国プロモーション事業として、700,000円を支出している。当該事業の目的及び内容は、「ゴールデンルートから訪問先、目的、旅行形態の多様化が進展する中国市場において、先進的な傾向をもち、また中部国際空港と富士山静岡空港に直行便が就航している上海を中心とする華東地域をターゲットにして、利便性の高い鉄道周遊切符（JRレイルパスなど）等をフックに愛知・静岡地域に滞在する旅行商品の造成、販売を促す」とされており、日本側では、公共だけでなく、私企業も含め14社が参加している。しかし、その募集において、広く募集した形跡はなく、ツーリズムビューローで、限られた母集団から選定している。公金が投入されているプロモーション企画であるので、可能な限り多くの事業者に機会を与え、透明な選考を行うことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
観光・シティプロモーション課	<p>今後、浜松市との共同事業については、市政記者室への報道発表資料提供と市ホームページへの掲載を、その他共催事業や単独事業については、財団ホームページへの掲載を行うことで広く公募してまいります。</p>	○	令和3年度

意見	<p>ア 会費等値上げの検討について</p> <p>共済事業は、個々の中小事業所では完備することが難しい福利厚生制度を、拡大・充実させていくことを目的とするものであり、事業主及び会員から収受する入会金及び会費（以下、「会費等」という。）、会員が負担するイベント参加費やチケット購入費等の共済事業収入、及び浜松市勤労者共済事業費補助金を財源に運営されている。</p> <p>これらの会費等は、物価変動、事業環境等の変化に応じて変更されるべきものであると考えられるが、平成5年に共済事業が開始されて以来、検討は行っているものの一度も改定がされていないとのことである。直近では、令和元年10月の消費増税時に十分に議論されるべきであったが、提供するサービスの低下をさせることなく当初の収支計画に沿った運営が可能であるという理由で会費等の金額は据え置かれている。</p> <p>仮に会費等の値上げを実施すると、会員数の減少に繋がり、結果として収入減となるという意見もある。しかしながら、中長期に安定した勤労者サービスを会員に提供していくためには、補助金に頼らない安定した経営基盤の整備が不可欠である。また、想定される会員の減少に対しては、会員満足度の向上により防止できるという考えもある。</p> <p>したがって、会費等の値上げによる効果と想定される会員の減少を総合的に勘案し、必要に応じて会員の意見も聞きながら、十分な検討を実施されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (雇用・労政担当)	<p>コロナ禍で市内事業者の経営環境が悪化していること、会員から値下げを求める意見もあることから、直ちに会費の値上げをすることは適当でないという結論になりました。</p> <p>今後も協会の安定的な運営に取り組んでいく中で、会費等についても引き続き、経済状況や会員の意見等を踏まえ、検討するよう協議してまいります。</p>	○	令和3年度

意見	<p>イ 協会の独立運営について</p> <p>浜松市・湖西市勤労者共済会は、令和2年3月末現在、2,245事業所・22,075人の会員を有し、全国有数の組織（全国203団体においても9番目、静岡県内1番目の規模である。）に発展している。</p> <p>また、組織のスリム化・諸経費節減による支出抑制、積極的な広報活動等を実施し会員数を増加することを推進してきた。</p> <p>協会の取り組みは一定の成果をもたらしていると考えられるが、今後も、会員の拡大や事務事業の見直しを含めた財政基盤を整備し、安定的な経営に取り組んでいくことが求められる。</p> <p>また、福利厚生事業を実施する民間企業は複数あり、市からの補助金をゼロとする独立した運営を実施することも検討されたい。その際には、会員が求めるサービスの提供の継続や、市の出資の返還等を考慮することが必要である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (雇用・労政担当)	<p>平成26年度からは補助金に頼らない自立的な運営を目指し、会員数の増加に向けた計画的な取り組みを重点的に行ってきています。引き続き、協会と協議し、会員拡大及び業務の合理化等、自立化に向けた取り組みを行うとともに、会員が求めるサービスの提供の継続に努めてまいります。</p> <p>なお、協会は、中小事業所に対し中長期に安定した勤労サービスを提供できるほか、市との連携により中小企業勤労者等の福祉の増進を図る地域に密着したスポーツ・文化施設割引利用券助成及びコンサートチケット斡旋業や、健康教室開催事業等を実施しており、市の外郭団体としての位置付けが必要と考えています。</p>	○	令和3年度

意見	<p>ウ 勤労会館に係る指定管理者公募について</p> <p>浜松市勤労会館（以下、「勤労会館」という。）は、協会及び民間企業一社が構成する共同事業体が指定管理者となり管理運営されている。</p> <p>勤労会館に係る指定管理者の募集は公募により行われているが、説明会参加数は少なく、唯一応募した協会、又は協会が構成員となる共同事業体と契約しているのが実情である。</p> <p>そもそも指定管理事業は、平成15年に地方自治法の改正により開始されたもので、公民連携の手法の一つとして、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度である。指定管理事業は、多くの応募者があってこそ、民間事業者等のノウハウの効果的活用や市民サービスの向上につながるものであると考えられる。</p> <p>したがって、市には、多数の事業者が応募できる環境を整備することが求められる。現状分析を踏まえ、より魅力ある施設運営が可能となるのであれば、指定管理料の増額も選択肢として考慮する必要があると考えられる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (雇用・労政担当)	<p>建物の老朽化などを踏まえた、勤労福祉施設のあり方を検討した結果、勤労青少年ホームを拠点として新たに勤労福祉施設を設置することとし、勤労会館は令和7年度末をもって廃止することとしました</p> <p>次回の指定管理者の公募にあたっては、施設廃止の方針を見据え最後まで安全な管理・運営を行うことができる体制づくりが可能となるように公募していきます。</p>	○	令和3年度

意見	<p>エ 勤労会館の利用者数増加について</p> <p>勤労会館の利用者数及び年間利用料収入は全体としてみれば概ね計画どおりの人数及び利用料収入であったが、利用率は以前から低調である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により利用のキャンセルが発生し、令和2年2月中旬から3月末までの利用が大幅に減少している。</p> <p>指定管理者は、勤労会館の管理運営を長年実施している団体であり、運営に慣れている一方で前例踏襲となっている側面もあり、改善に取り組む姿勢に乏しい面があると考えられる。より魅力的な施設とし、利用者のすそ野を広げていく努力が必要である。施設の特徴であるホールを有効活用し、利用者拡大につながるために、以下の事項を実施されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の利用者だけでなく、新たな利用者を積極的に獲得するための営業活動を実施する。 ・自主事業について、市民が望む企画を実施し、周知方法を工夫する。 ・市内外の他ホールを分析検討し、良いものを取り入れる。 ・SNSの利用など、時代に即した手法による広報活動を取り入れる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (雇用・労政担当)	<p>新たな利用者の獲得は、市としても安定的な運営のための課題と考えており、下記の取組みを確認しました。</p> <p>ダイレクトメールやテレアポによる営業活動を強化しました。(浜松市内の中学校・高等学校の吹奏楽部やダンススクールなど)</p> <p>認知度を上げるため、浜松市・湖西市勤労者共済会(わ〜くん浜松)のガイドブックに勤労会館利用案内を掲載しました。(26,500部発行)</p> <p>インスタグラムを利用して、自主事業の案内等を発信しました。</p>	○	令和3年度

意見	<p>オ 勤労会館の長寿命化と将来的な視点について</p> <p>勤労会館利用者数の増加のために努力が必要であるが、一方で、主に文化ホールや貸し館として活用されている中大規模施設は、人口減少に起因する稼働率の低下、老朽化の進行、改修・更新経費の増大という問題に直面しており、今後一層深刻化することが見込まれる。また、税収の減少の懸念、更には近年の市における投資実績を踏まえると、全てを従来どおりの形態で将来にわたって維持管理していくのは不可能な状況である。勤労会館もその問題に直面していると考えられる。</p> <p>市は、勤労会館以外にもホール機能を有する施設を複数保有している。また、令和3年6月には、北区新都田に市民音楽ホールの開館が予定されており、勤労会館を巡る事業環境は大きく変化することが想定される。勤労会館はまもなく開館40年を迎え、長寿命化計画に基づき大規模改修の検討が行われることとなるが、一層の文化の振興と市民サービス向上を目指す一方で、市として限られた資源を有効活用することも求められる。将来的な視点では、その時の利用状況を踏まえ、統廃合や複合化を検討することも必要であると考えられる。</p> <p>したがって、勤労会館については、漫然として運営させるのではなく、コスト意識を持ったうえで、所管課だけでなく他の課とも連携し、マイクロベースではなく市全体として最適な意思決定を実施されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (雇用・労政担当) アセットマネジメント推進課 公共建築課	建物の老朽化などを踏まえた、勤労福祉施設のあり方検討の結果、勤労青少年ホームを拠点として新たに勤労福祉施設を設置することとし、勤労会館は、令和7年度末をもって廃止することとしました。	○	令和3年度

指摘	<p>ア 館山寺総合公園の一体的運営について</p> <p>花みどり財団は、平成25年度から館山寺総合公園の指定管理者としてフラワーパークの業務全般及び動物園の入園料徴収、植栽管理等一部業務を受託している。館山寺総合公園として一体的な指定管理者制度が導入された趣旨は、管理経費等のコスト削減、及びフラワーパークと動物園を一体的に管理運営することでの相乗効果を期待してのことである。しかしながら、現状では期待された相乗効果が十分に発揮されているとは言えないと考えられる。</p> <p>花みどり財団は、フラワーパークに関して、ハードソフト両面にわたる改革を実施してきた。一方、動物園業務に関しては、委託された指定管理業務をこなすのみである。市（動物園）についてみても、フラワーパーク業務を実施することはなく、基本的には動物園業務のうち、指定管理業務以外の業務を実施するのみである。外観的には館山寺総合公園を一体的に運営しているものの、実情は一体的運営からは程遠いものである。その原因は次のとおりであると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花みどり財団（及び緑政課）と市（動物園）において、館山寺総合公園全体としてのあるべき姿の共通認識がない。また、市の組織としても花みどり財団は緑政課、動物園は市（動物園）が管轄しており、館山寺総合公園全体を管轄する課が存在しない。 ・「館山寺総合公園指定管理者仕様書」において動物園業務の実施区分を詳細に決めていることが、かえってセクショナリズムを生じさせ、お互いの業務に干渉しないよう行動し、一体性が欠如している。 ・フラワーパークと動物園の定例会議を月1回実施しているが、各園からの報告がメインであり、運営等の前向きな話し合いが十分に行われていない。 ・広報活動について、フラワーパークは花みどり財団、動物園は市（動物園）が実施しており、公園全体をPRする意識が芽生えない。現状、パンフレットやホームページも共通のものはない。 <p>これらの問題を解消するため、抜本的な意識改革を含め様々な施策を立案・実施することが必要であるが、例えば、以下の施策について検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の組織を改革し、館山寺総合公園全体を管轄する課を設置する。 ・イベント、広報活動を両者が協力して実施し、館山寺総合公園全体のPR活動に注力する。 ・過度なセクショナリズムが生じないように、市と指定管理者との業務分担を見直す。 <p>市としては、館山寺総合公園全体としてのあるべき姿・将来像を市民に提示するとともに、フラワーパーク及び動物園の位置づけを再確認する必要がある。そして、市と指定管理者が相互に協力し、館山寺総合公園を浜名湖地域の観光中核施設として、さらに魅力ある施設へ飛躍させることを期待する。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
<p>緑政課 動物園</p>	<p>館山寺総合公園全体を管轄する課の設置については、公園全体の調整は、緑政課が担うものと考えていることから、現段階では考えておりません。</p> <p>また、館山寺総合公園全体のPRが出来るよう、フラワーパーク、動物園、緑政課にて仕組みづくりを検討し、令和3年度からは、下記について実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園・フラワーパークがそれぞれ作成していた園内マップに「館山寺総合公園Map」を加え、共通の案内マップの提供を開始した。 ・チラシ・新聞告知等においては両園を同時掲載することで、宣伝周知をさらに強化し、誘客面での相乗効果を図った。 ・動物園夏休み企画「ナイトズー」において、相互開催支援に積極的に取り組み、フラワーパーク正門より入場される来場者を対象とした「噴水ショーの臨時開催」、「駐車場の誘導」や「動物園入場券の販売」を行うことで、連携の強化や混雑緩和を図った。 ・令和4年4月より、花フェスタ期間中の毎週末には動物園内正門付近にキッチンカーを配備し、動物園入園者にも飲食の提供を行い、両園の来園者にも楽しんでいただけるよう取り組んだ。 <p>両園とも来園者に楽しみ、学び、喜んでもらえる施設になるよう目指す方向性は共通していることから、折角来たなら隣も寄ってほしいと感じられる仕掛けづくりを、動物園、財団、緑政課で協力してさらに検討を進めてまいります。</p> <p>なお、指定管理業務の範囲について、令和8年度の次回更新時までには問題を整理し、改善に向けた業務分担の見直しを行います。</p>	<p>◎</p>	<p>令和4年度</p>

指摘	<p>イ 評価指標の管理について</p> <p>花みどり財団が公表している事業報告には、フラワーパークの年間入園者数の報告及び分析は記載されているが、他の評価指標に関する記載はない。また、理事会においても十分に検討されている様子はない。アンケート結果を分析活用し顧客満足度を高めることや、各種メディアにリアルタイムな情報発信を行うことは、集客効果にも繋がるものであり、フラワーパークの年間入園者数を増加させるための施策として効果的なものと考え。取材件数という指標については、メディア別の取材件数、投げ込み取材件数の推移、及びこれによる入園者数への影響について分析することが可能である。</p> <p>花みどり財団としては、コミットメント及び評価指標に掲げた項目について、PDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）を十分に意識した運営を行っていくことが求められる。また、市としては、外郭団体マネジメントシステムに基づき、結果として報告された評価指標の数値推移だけを確認するのではなく、花みどり財団と連携し十分な原因分析を実施する必要がある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	<p>財団に対し、評価指数に挙げている全ての項目について分析を行い、PDCAサイクルを意識した運営を行うよう指導を行った結果、財団においては、令和3年6月の理事会・評議員会に、入園者数、インバウンド、取材件数等の評価指標としている数値及びその原因分析についての資料を提出し、報告しました。以後の理事会においても、各成果指標の状況を報告し、理事から意見をいただき、運営に活用していくよう検討を進めています。</p> <p>また、市も理事会・評議員会に出席し、PDCAサイクルが機能していることを確認しています。</p>	◎	令和4年度

No.76

監査内容

報告書の頁 110

意見	<p>ウ フラワーパーク全体の損益及び収支状況の把握・管理について</p> <p>花みどり財団は、主として入園料等利用者負担額及び市からの指定管理料を財源に業務を実施している。運営経費は花みどり財団が支出しているが、管理施設の修繕費については1件につき30万円以上のものは市の一般会計から支出されている。また、仕様書で定められた施設設備、物品については、市が購入し財団へ無償貸与している。結果、現状ではフラワーパーク全体としての損益及び収支は把握・管理されていない。</p> <p>フラワーパークに対する市の設備投資等による効果は、入園者数や入園料収入の増加として反映されるが、その効果を測定するためには、フラワーパーク全体の損益及び収支の状況を把握することが必要である。また、他の自治体が運営する植物園等との比較可能性も向上すると考えられる。</p> <p>したがって、フラワーパーク全体の損益及び収支状況を把握・管理し、有効活用していくべきであると考えます。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	<p>令和2年度の花みどり財団の収支決算及びフラワーパークに係る浜松市の決算数値をとりまとめ、園全体の損益及び収支状況を把握しました。今後はこれを活用し、入園者数や利用者満足度アップに資する、より効果的な整備工事等、園への投資の検討を進めます。</p>	○	令和4年度

No.77

監査内容

報告書の頁 110

意見	<p>エ 園芸技術の継承と人材の確保</p> <p>花みどり財団においては、入園者の減少が過去続いており、非常に厳しい経営環境の中で、人件費抑制の観点から新規職員の採用を積極的に行うことができず、定年退職者の再雇用等により、必要な園芸技術の継承をкаろうじて実現しているのが実情である。この結果、職員の年齢構成に偏りが生じ、40歳代、50歳代が半数以上を占めるなど、不均衡な年齢構成となっている。花みどり財団の将来を見据えたとき、これまで蓄積してきた園芸技術の継承と法人の適切な経営管理を行っていくことが必要である。年齢構成の偏りの是正を考慮しつつ、20歳代、30歳代の職員の計画的な採用と人材育成が重要であると考えられる。必要であれば、合理的な範囲内の給与水準の是正、各種手当の見直しを実施することを検討されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	<p>財団に対し、若手職員の計画的採用と人材育成を行うよう指導した結果、財団では、若手人材の採用と技術の継承のため、令和2～4年度に20～30代の職員を4人採用し、3年度末の定年退職者のうち1人を再雇用しました。今後も若手職員募集を継続します。</p> <p>また、令和4年4月からは、職員の業務改善意欲を引き出すため、「しごと改善制度」を導入し、職員のスキルアップを図るため、資格・免許取得等に要する費用を支援する制度の運用を開始しました。</p> <p>職員の給与水準等処遇面については、財団移行時に引き下げた経緯もあることから、経営状況を見ながら検討するよう求めています。</p>	○	令和4年度

意見	<p>オ 持続可能な経営に向けた組織力の強化</p> <p>花みどり財団は、自然相手で天候に左右される事業を実施する、安定的な経営という点で、常に課題を抱えた団体である。またその中で、エで述べたような技術や人材などの経営基盤を、着実に次世代に引き継いでいくことが求められている。</p> <p>一方で、浜松市には、都市公園や緑地の維持管理に関わる受託事業（浜松市からの受託を含む。）、企業や個人等からの造園工事や樹木剪定、花壇管理、樹木調査などを主な業務とし、安定的な財政基盤を構築する「一般財団法人浜松公園緑地協会（以下、「公園緑地協会」という。）」が存在する。</p> <p>公園緑地協会は、市民の心身の健全な発達と、緑豊かで潤いのあるまちづくりを目的に、緑地に関する事業を推進するため設立された団体であり、花みどり財団とは非常に親和性を有する。</p> <p>このため、花みどり財団は、アで指摘した動物園との一体的運営に先立ち、まずは専門性を同じくする公園緑地協会と事業連携や組織統合などを進め、「技術継承や人材確保」、持続可能な経営を実現するための「経営基盤の安定化」を図ることが、浜松市の花みどり施策の推進に大きく資するものであると考えられるため検討されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	<p>市として、花みどり財団が園芸技術の継承や人材確保、持続的な経営を実現するための経営基盤の安定化を図ることは非常に重要であると考えています。</p> <p>この考え方の下、令和3年11月に、公園緑地協会と事業連携や組織統合の考え方について意見交換を行いました。</p> <p>その結果、現状においては、それぞれの取り組みの中で、人材の確保、育成などに努めており、また、経営状況から見ても直ちに組織統合について検討を進めることはないですが、長期的な視野で事業連携や組織統合について継続して協議していくこととしました。</p> <p>今後も花みどり財団に対し、積極的な事業連携などにより、経営基盤の安定化を求めていくとともに、市としても定期的な情報交換に努め、必要に応じ組織統合などについて協議、検討してまいります。</p>	○	令和3年度

No.79

監査内容

報告書の頁 114

意見	<p>ア 月極駐車場の管理について</p> <p>まちづくり公社においては、市有地（若林、遠州浜、湖東、御前谷橋）において、月極駐車場として市民に貸し出しを行っている。そのうち若林、御前谷橋は道路用地であるため、道路法に基づく道路占用料を市に対して支出しており、遠州浜、湖東は賃貸借契約に基づく賃貸料を支出している。</p> <p>道路占用料を除く市からの賃貸料については、各場所を所管する部署において、法令に基づいて算定されている。そのため、まちづくり公社にて費消される事務経費を勘案のうえ、適正な利益率になるように賃料の設定を見直すことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
都市計画課	<p>賃貸借契約に基づく賃貸料については、市の算定基準（市有財産の取得、処分並びに貸付け等に関する事務処理要領及び普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準）に基づき、営利目的であることを加味した上で算定を行っています。</p> <p>賃料設定の見直しについて検討した結果、市全体の貸付料算定の公平性の観点から、利益率を考慮した算定はそぐわないと判断いたしました。</p>	○	令和2年度

No.80

監査内容

報告書の頁 115

意見	<p>イ 駅前広場の管理について</p> <p>駅前広場については、過去の経緯から、市有財産とまちづくり公社それぞれの所有物件が混在している。また、市有財産においても、多部署（南土木整備事務所、産業振興課）に分散して管理がされているため、事務や、責任の所在や費用負担が曖昧になるおそれがある。</p> <p>このような状況を改善するため、長期的課題として、駅前周辺については、市有財産の管理部署を統一し、一体的な管理を行うことを検討すべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
都市計画課	<p>駅前広場の管理については、南土木整備事務所（道路管理者）が所管する道路区域と産業振興課が所管するにぎわい創出区域に分かれ、使用目的、管理目的が異なることから予算執行区分を明確にする必要があり、予算や業務発注を統一することは困難であると判断しました。</p> <p>このため、まちづくり公社所有物件を含め所有財産、管理区分、事務分担を明確化する財産管理区分図等を作成し、各所管が共通認識することで適正な管理ができるようにいたしました。</p> <p>また日常管理についても、令和6年度から各業務委託（5業務委託）の受託者連絡先を記載した連絡系統図を作成し、仕様書に追記することで発注者（南土木整備事務所、産業振興課）だけでなく、駅前広場施設管理業務受託者（まちづくり公社）が全受託者の状況把握、情報共有、適正な管理、迅速な対応が実行できる一体的な管理体制をとれるよう調整してまいります。</p>	○	令和5年度

No.81

監査内容

報告書の頁 115

意見	<p>ウ 自転車等放置防止業務の仕様書について</p> <p>平成31年度自転車等放置防止業務については、一般競争入札において、まちづくり公社が受注しているが、仕様書に記載されている業務内容は、「指導書及び警告書貼付業務」となっている。そして、当該仕様書に記載されている業務のすべてが再委託されている。</p> <p>もっとも、実際の業務においては、苦情処理や緊急対応における現場立会、市側との折衝についてはまちづくり公社が行っており、実態としては、当該業務のすべてを再委託しているわけではないようであるが、市民や他に応札を検討している者の誤解を惹起するおそれがある。そのため、当該業務の委託にあたっては、業務実態を再検討し、実態に即した仕様書の作成を行うべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
都市計画課	仕様書の内容を精査し、業務内容を3項目の表示から9項目の表示とし、業務実態に即した記載に改め、令和3年度の委託契約を締結しました。	○	令和3年度

No.82

監査内容

報告書の頁 116

意見	<p>エ 修繕場所の管理について</p> <p>まちづくり公社では、浜松駅前広場等施設管理業務の範囲内で、少額の修繕を委託し、市に報告している。駅前広場は非常に広大であり、同種の設備が多く箇所分散することも少なくない。しかしながら、まちづくり公社と発注先の工事業者とのやりとりの書類である「少額工事施工通知書」を確認しても、具体的な工事個所の図示はなく、担当者でないと工事した箇所が把握できない。設備に付されている番号や写真などから場所を推測することはできるものの、事後的に情報を集約しようとした際に、煩雑な作業となることが想定される。事後的な説明責任を果たすため、工事履歴の適切な管理の観点からも、工事個所を図示するなど、場所を特定できる運用をすることが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
都市計画課	まちづくり公社と調整を図り、公社が浜松市に事前提出する協議書（様式第6号）に修繕箇所がわかる位置図を添付させるようにしました。	○	令和2年度

No.83

監査内容

意見	<p>オ 委託費人件費の見直しについて</p> <p>浜松駅前広場等施設管理業務においては、随意契約に基づいて、積み上げの見積計算を市とまちづくり公社で折衝することにより、契約額を決定している。需用費、役務費、委託料、公租公課については毎年見直しが行われているが、人件費について、毎年20,757,000円となっており、ここ数年（少なくとも3年間は）見直しが行われていない。市側も前年と同額であることをもって問題なしとしている。</p> <p>本来であれば、当該人件費にて賄われている業務を明確にし、支払う金額が妥当であるかどうか、検証する必要があるが、それを行っていない。実態にあった支払となっているかどうか、定期的に確認を行うことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
都市計画課	<p>人件費の内訳、実働稼働日数が把握できる作業日報等の報告様式を新たに作成し、毎月提出される業務完了報告書に添付するよう指示しました。</p> <p>これらの報告から、人件費が適正に執行されていることを確認するとともに、実態にあった人員配置（人件費）であるかの検証を進め、設計額の算定に活用します。</p>	○	令和3年度

意見	<p>ア 指定管理事業に置く共同事業体のメリットについて</p> <p>会社は、浜松市文化振興財団と共同事業体を形成し、近隣に存在する「浜松市浜北文化センター」、「浜松市・市民ミュージアム浜北」、「浜松市なゆた・浜北」の3施設を一括で管理する指定管理事業を実施している。</p> <p>この3館を一括で管理するメリットについて指定管理事業者からの事業提案書によれば、3館の連携を活用した広報展開、3館の特性と機動力を活かした自主事業の拡充、3館の管理体制の連携が挙げられている。</p> <p>しかし、令和元年度においては、指定管理期間の初年度ということもあり、3館の運営は、共同事業体設立前と状況は実質的に大きくは変わらなかった。例えば、指定管理事業者により挙げられた、ホールの相互照会について、ホームページ上にはリンク先はあるもののそれぞれの施設の特色等を具体的に紹介する表示もなく、また、「なゆた・浜北」の貸しホール等については稼働率をより向上させるための新たな企画としては案内チラシ等認知度を高める施策は取られているものの、自主事業の増加等大規模な施策の実施には至っていなかった。</p> <p>各施設の性格の違いはあるものの、今後共同事業体としての意義を高めるためにも、それぞれの施設について特色も含めて一般に広く紹介し合うとともに、「なゆた・浜北」の貸しホールの稼働状況の向上のために浜松市文化振興財団の企画ノウハウを利用する等より実効性を高める施策を行っていくのが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (商業振興担当)	<p>貸しホールの稼働率向上のため、令和3年度に文化振興財団と共同し、新たな自主事業として「利用者による発表会」を計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し中止しました。同事業について、令和4年度開催に向け現在調整中です。</p> <p>また、施設の相互紹介については、ホームページでの紹介に加え、問合せ時の相互紹介等により稼働率の向上に努めています。</p> <p>3施設を一括で管理する指定管理事業については、一括管理の必要性についての再検討も視野に入れ、状況を分析・評価し次期募集に向け検討いたします。</p>	○	令和3年度

意見	<p>イ 委託事業のモニタリングについて</p> <p>委託事業である「浜北区役所等管理業務」については、清掃、設備機器保守管理、機械警備の委託業務であり、「なゆた・浜北」が、公共公益施設（浜北区役所、図書館、生涯学習施設、駐車場等）、住宅施設、商業施設から成る複合施設であることから、区役所の占有部分のみを切り離して業務を委託することは、空調設備及び機械設備の構造からも困難なことから、複合施設の管理者である会社に管理業務を委託することが最も効率的かつ効果的であるとの理由から、随意契約により会社を委託先としている。</p> <p>令和元年度委託料11,176千円のうち主要な業務である清掃業務について、市に確認したところ、契約締結から業務完了報告を受けるまでの手続自体に不備はないものの、委託料の積算及び、清掃業務の履行について特段モニタリングが行われていなかった。上記の理由によるのであれば、市側で、見積書を入力し積算を行う他、実際の清掃業務の履行についてもモニタリングを実施し、その実施内容自体も検証するのが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
浜北区区振興課	<p>浜北区役所等管理業務のうち、清掃業務について、より効率性や効果性を高める契約方法への見直しを行った結果、令和3年度から契約を切り離し、障害者優先調達といたしました。</p> <p>また、業務内容については、業務報告書を毎日提出させ、今後も妥当性を検証してまいります。</p>	○	令和2年度

指摘	<p>ウ 配当政策について</p> <p>会社には平成30年度まで、長期借入都市開発資金50,000千円があり、この返済を重視してきたこともあり、配当方針について定めがなかった。しかし令和元年度に借入の返済は完了しているものの、令和元年度は、設備投資やコミットメントに取り上げている修繕積立金の積立等の原資として財務体質の強化を図るため、内部留保の充実を意図しており、依然として配当は行っておらず、配当政策としても定められていない。</p> <p>株式会社として、設備投資等の原資として内部留保の充実を図ることも経営方針としては妥当であるが、一方で継続して利益を計上しているのであれば、株主に還元することも当然検討すべきであり、株主の意向も踏まえて検討する必要がある。</p> <p>この点、市としては会社に対し、現時点で配当の要求を行っておらず、内部留保の充実に対しても明確に要求していないが、株主である以上、配当政策について会社と協議すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (商業振興担当)	<p>なゆた浜北が、地域の活性化に寄与する公共施設であるという設置の趣旨に鑑み、収益事業による利益は、(株)なゆた浜北が実施する地域活性化事業の充実や市民が憩える快適な空間の提供のための施設の維持保全にあて、当面の間は無配当とすることについて、株主総会において提案し全会一致で決議されました。</p> <p>市としては、無配当とした中でも、投資価値が損なわれることが無いよう、(株)なゆた浜北の事業や財務状況のモニタリングに努めてまいります。</p>	◎	令和3年度

No.87

監査内容

報告書の頁 120

意見	<p>エ 浜松市保有の株式について</p> <p>市の方針として、保有する会社の株式を民間に譲渡するとされているが、現時点において、実現されていない。所管課に経緯について確認したところ、過去に候補先は1社あったものの売却に至らなかったとのことであった。</p> <p>また、市においては、区再編が最重要課題の一つとされており、その議論の動向により浜北区役所が入居する施設である「なゆた・浜北」に関する株式の売却について影響をうける可能性がある。</p> <p>こうした売却に向けた経緯や、影響を及ぼす状況の変化を考慮し、市として株式を保有する必要性や保有株式の取扱いについて、会社との関与の在り方を踏まえて、再検討するのが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (商業振興担当)	施設の特性を踏まえ、引き続き市が外郭団体として関与することとし、このことを「外郭団体評価書」において位置づけました。	○	令和3年度

No.88

監査内容

報告書の頁 121

意見	<p>オ コミットメントについて</p> <p>会社のコミットメントの達成状況は会社の努力もあり、評価指標について毎年度計画と同じか、上回る実績が上がっている。一方、ホールや練習室等の施設の稼働状況については取り上げられていない。</p> <p>上記コミットメント及び評価指標については、市の所管課としても、会社に引き続き達成に向けた努力を求めるとともに、より適切な内容とすべく他の施設の稼働状況についてもコミットメントとして検討していくのが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
産業振興課 (商業振興担当)	<p>会社の設立目的や事業内容等を考慮し、ホールや練習室の稼働率について、評価指標に追加しました。</p> <p>コミットメント及び評価指標について、引き続き達成に向けた努力を会社に求めてまいります。</p>	○	令和4年度